

# 八代市子ども・子育て支援事業計画

---



平成27年3月

八代市

【平成30年度版】



## 市長からのメッセージ

近年、少子高齢化や晩婚化の進行により、子どもや家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、核家族の増大や地域における地縁的なつながりの希薄化など、子育てに対する孤立感や負担感の増加、家庭や地域における子育て力の低下が心配されるところです。

そのため、これまで本市では「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度から平成21年度までを「前期」、平成22年度から平成26年度までを「後期」とする「次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て環境の整備を推進してまいりました。

しかし、子育て支援の取組みをさらに充実させる必要があることから、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」にともない、新たに「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この事業計画では、子育て家庭の利用ニーズに応じて、幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育施設と地域の子育て支援事業の整備を図ります。また、これまで推進してきた次世代育成支援についても、6つの基本テーマと重点項目を設け、様々な施策を展開してまいります。

一人ひとりの子どもの最善の利益が実現される社会を創るには、地域や社会全体で支えあうことが大切です。

みなさんと一緒に「安心して子どもを生み育てることができるまち やつしろ」を目指しましょう。

最後に、計画策定にご尽力いただきましたみなさまに、感謝申し上げますとともに、これからの取組みにご協力をお願いいたします。



平成27年3月

八代市長 中村 博生

## 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって .....                   | 1  |
| 1. 計画策定の背景と趣旨 .....                   | 1  |
| 2. 子ども・子育て支援新制度の概要 .....              | 3  |
| 3. 計画の位置づけ .....                      | 4  |
| 4. 計画期間 .....                         | 4  |
| 5. 計画の対象 .....                        | 4  |
| 6. 計画策定に向けた体制と取組み .....               | 5  |
| 第2章 子ども・子育てに関する現状 .....               | 6  |
| 1. 少子化の動向 .....                       | 6  |
| 2. 世帯の状況 .....                        | 11 |
| 3. 女性の就労の状況 .....                     | 13 |
| 4. 子どもの人口の推計 .....                    | 14 |
| 5. アンケート調査結果（就学前児童調査より） .....         | 15 |
| 第3章 計画の基本構想 .....                     | 19 |
| 1. 基本理念 .....                         | 19 |
| 2. 基本的な視点 .....                       | 19 |
| 3. 計画の構成 .....                        | 20 |
| 第4章 子ども・子育て支援の充実 .....                | 21 |
| 1. 提供区域の設定 .....                      | 21 |
| 2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 .....          | 23 |
| 3. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 .....     | 25 |
| 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 .....  | 27 |
| 第5章 次世代育成支援施策の展開 .....                | 44 |
| 基本テーマ1 地域における子育て支援の充実 .....           | 44 |
| 基本テーマ2 父性及び母性の確保と乳幼児等の健康の増進 .....     | 48 |
| 基本テーマ3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ..... | 52 |
| 基本テーマ4 子どもの安全確保と生活環境の整備 .....         | 55 |
| 基本テーマ5 仕事と子育ての両立支援の推進 .....           | 58 |
| 基本テーマ6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進 .....  | 61 |
| 第6章 計画の推進体制 .....                     | 65 |

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

子育て支援をめぐるのは、都市部において待機児童が依然として解消されない一方で、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

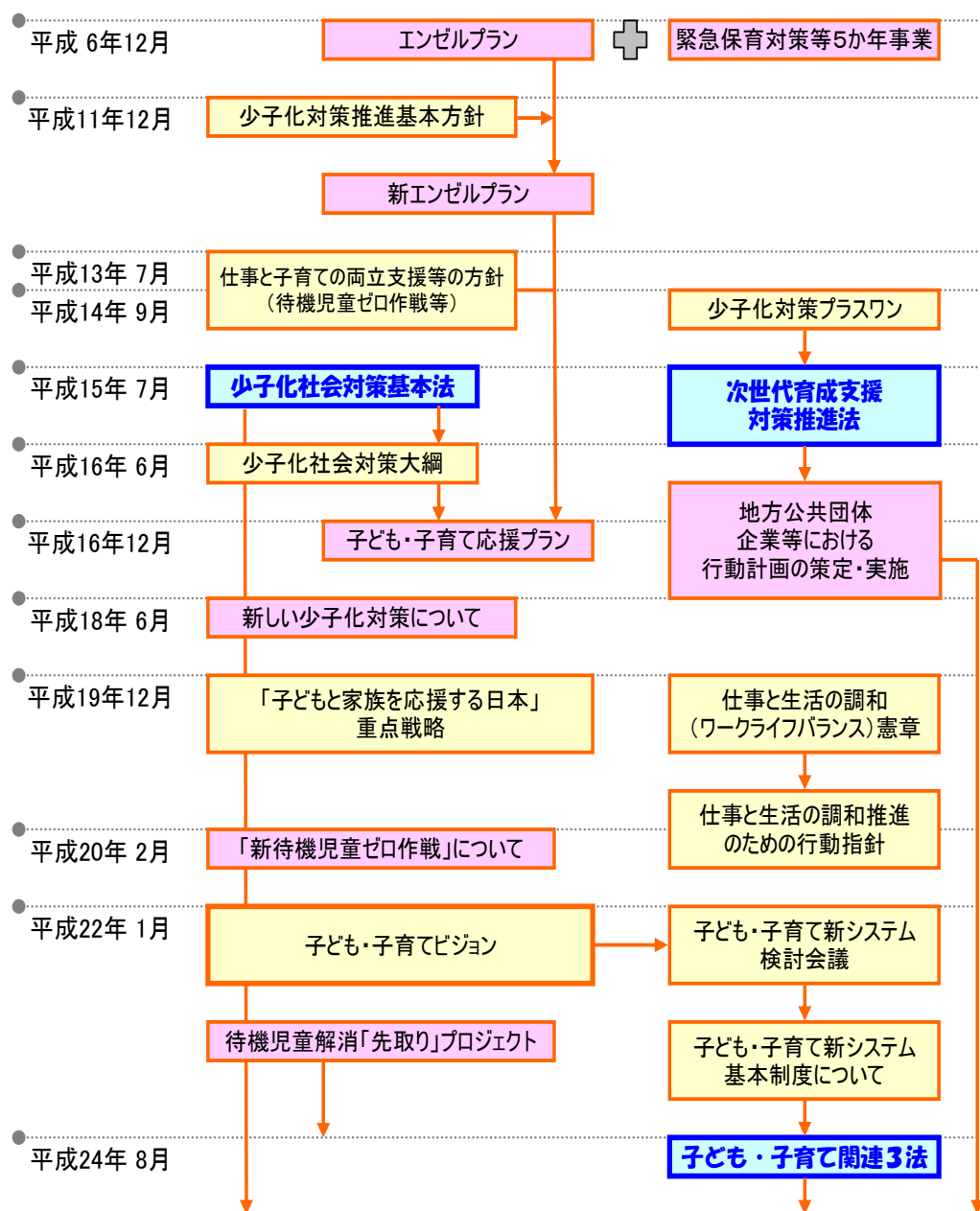
本市においては、平成16年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成16年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を、総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

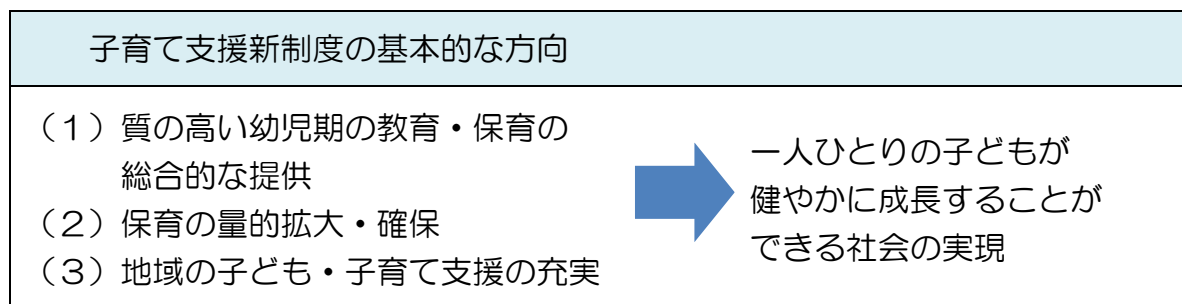
このようなことから、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく支援事業計画としての性格と、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画としての性格を併せ持つ子育て支援の総合的な計画として策定し、制度の円滑な施行に対応していくとともに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、子育てしやすい環境整備のさらなる推進、強化を図るものとします。

「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進することとなります。

また、全国的な少子化の流れに変化が見られないことから、国は、次世代育成支援対策推進法を平成 37 年 3 月 31 日まで延長し、職場や地域における子育てしやすい環境整備を図るほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部を改正し、母子家庭及び父子家庭に対する支援策の充実を図っています。



## 2. 子ども・子育て支援新制度の概要



### (1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指しています。

具体的には、4種類ある認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）のうち、「幼保連携型認定こども園」を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとしています。

### (2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（旧保育ママ）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やすことで、待機児童が解消されることを目指しています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとしています。

### (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとしています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

### 3. 計画の位置づけ

---

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法の延長に伴う「市町村行動計画」を一体的に策定したものであり、本市の総合計画に基づく子ども・子育てに関する部門計画として位置づけます。

また、地域福祉計画、男女共同参画基本計画をはじめ、各種福祉計画と調和を図りながら策定しています。

#### 子ども・子育て支援法

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

#### 次世代育成支援対策推進法

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

### 4. 計画期間

---

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

また、年度ごとに目標の達成状況や事業の進捗状況を評価・点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 5. 計画の対象

---

本計画は、0歳児からおおむね18歳までのすべての子どもとその子育て家庭、地域住民、行政などの団体・機関を対象とします。



## 6. 計画策定に向けた体制と取組み

計画策定については、ニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて、「八代市子ども・子育て会議」において審議し、計画を策定する体制としました。

### （１）八代市子ども・子育て会議

児童福祉関係者や学識経験者、公募委員など 15 名で構成する「八代市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

### （２）ニーズ調査

八代市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を推計するため、就学前児童及び小学生児童（小学 1 年生～3 年生）をもつ保護者を対象に、ニーズ調査を実施しました。

#### ■就学前児童

|       |                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象   | 0 歳～おおむね 5 歳（平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた子ども）を持つ保護者                                      |
| 抽出方法  | 就学前児童をもつ全世帯（約 5,000 世帯）を対象<br>ただし、アンケート対象児童については、各世帯 1 名とし、校区及び年齢を勘案し、住民基本台帳を用いて抽出 |
| 実施方法  | 郵送により調査世帯へ配布し、郵送により回収                                                              |
| 調査時期  | 平成 26 年 1 月 29（水）～2 月 17 日（月）                                                      |
| 標 本 数 | 5,031 名                                                                            |
| 回 収 数 | 2,613 名（回収率：51.9%）                                                                 |

#### ■小学生児童

|       |                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 対 象   | 小学 1 年生～3 年生の児童をもつ保護者（約 3,000 名）<br>小学 1 年生～3 年生の児童を複数もつ家庭の場合は、年長の児童で調査 |
| 実施方法  | 学校を通して、各世帯へ配布し、回収                                                       |
| 調査時期  | 平成 26 年 1 月 21（火）～2 月 5 日（水）                                            |
| 標 本 数 | 3,146 名                                                                 |
| 回 収 数 | 2,474 名（回収率：78.6%）                                                      |

## 第2章 子ども・子育てに関する現状

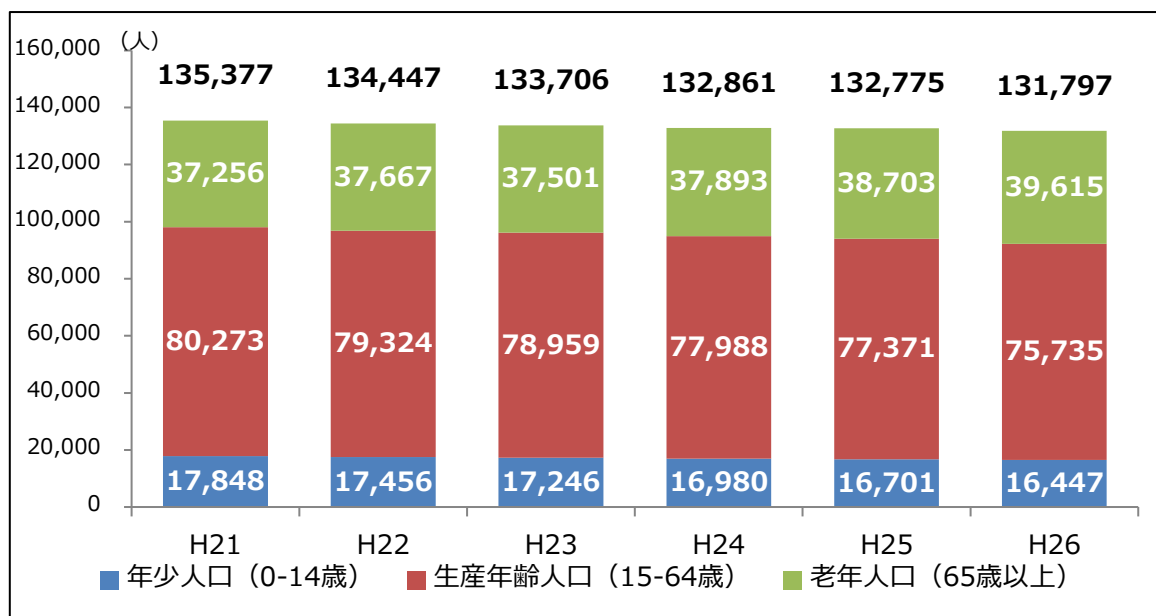
### 1. 少子化の動向

#### (1) 総人口

本市の総人口は、平成26年4月1日現在、131,797人となっており、近年、減少が続いています。

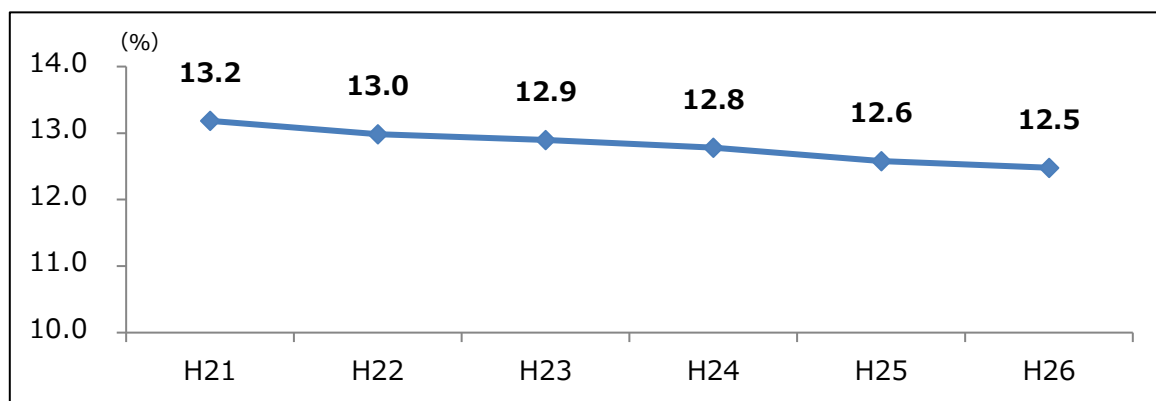
0～14歳にあたる年少人口も16,447人と、平成21年と比較して1,401人減少しています。

総人口・年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

年少人口率の推移

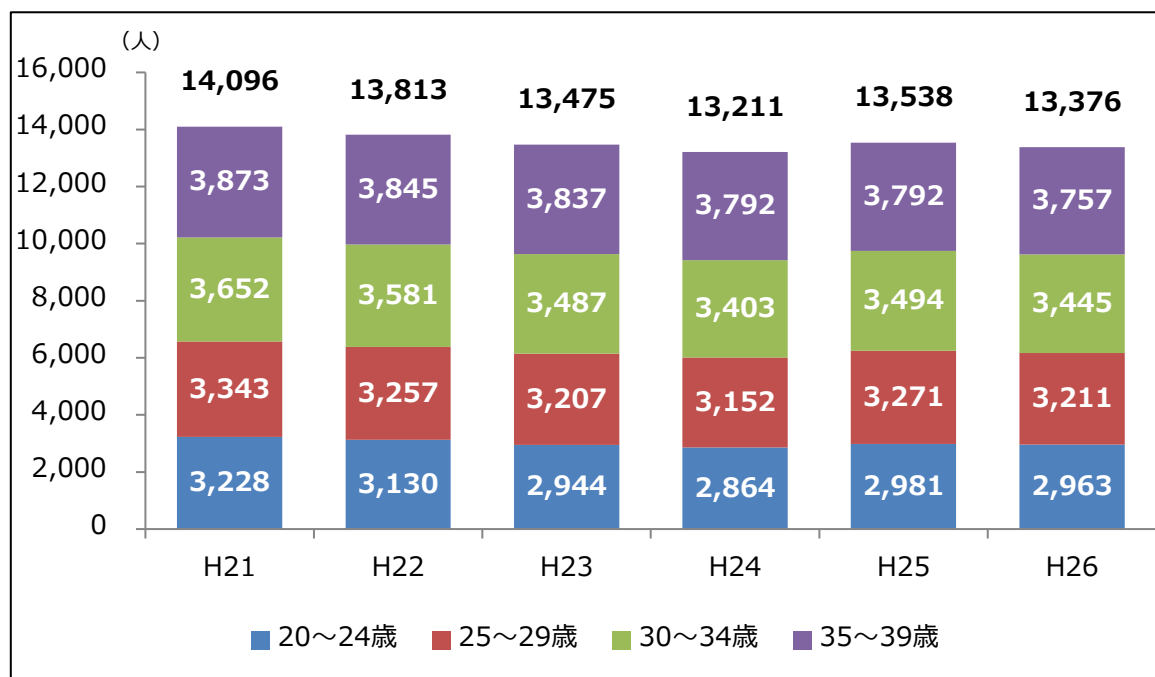


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## (2) 20 歳代、30 歳代の女性の人口

子どもを産み育てる可能性が高い 20 歳代、30 歳代の女性は減少傾向にあります。特に 20 歳代の女性の減少が顕著なことがわかります。

20 歳代、30 歳代の女性の人口の推移



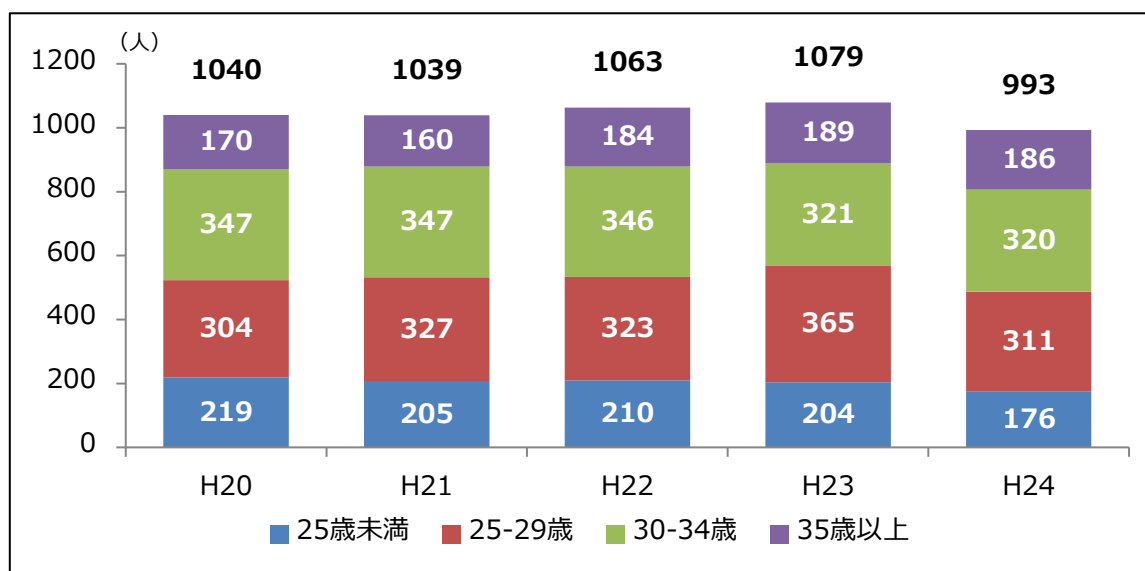
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

### (3) 出生数

母親の年齢別出生数をみると、25～29歳と35歳以上で増加していますが、出生数全体では平成24年現在993人と、減少しています。

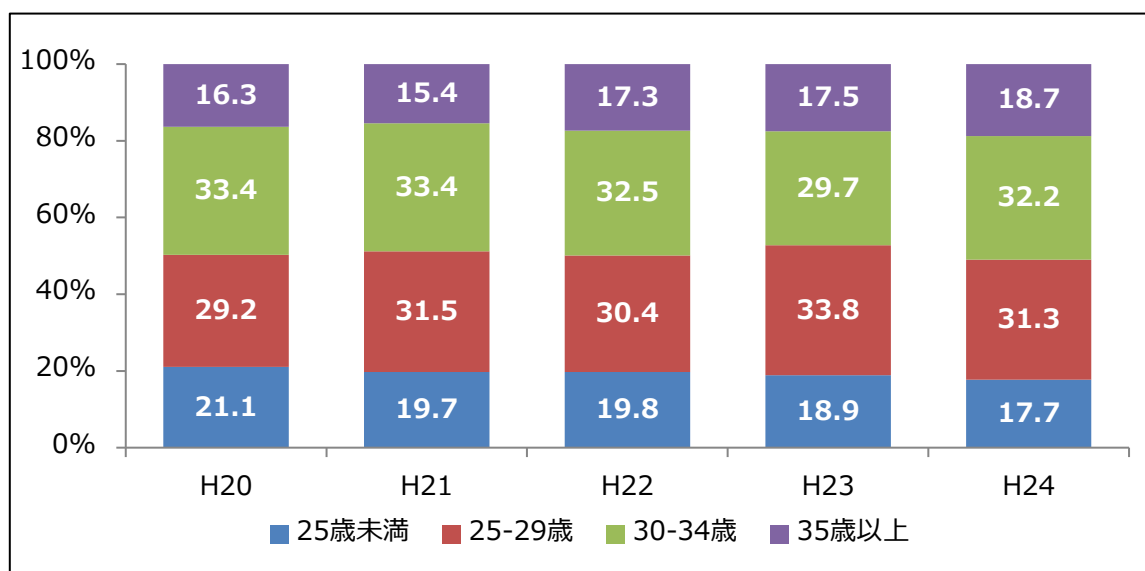
母親の年齢別出生割合は、25～29歳と35歳以上で高くなっています。

母親の年齢別出生数の推移



資料：人口動態統計

母親の年齢別出生割合の推移



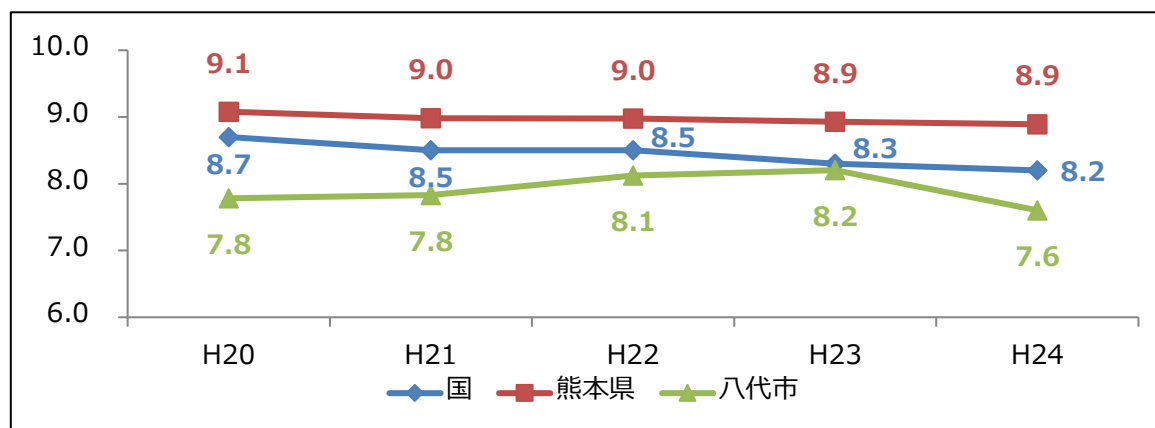
資料：人口動態統計

#### (4) 出生率と合計特殊出生率

出生数の状況を人口千人あたりに換算した出生率は、国・県よりも低く推移しています。

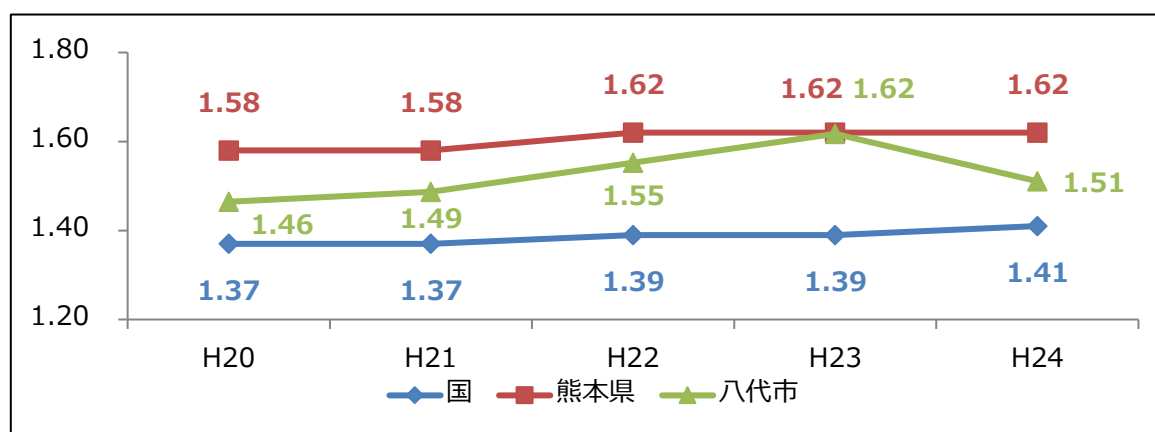
また、合計特殊出生率(※)では、国よりも高いものの、県より低く推移しています。

出生率



資料：人口動態統計

合計特殊出生率



資料：人口動態統計（国・県）及び独自試算

※ 合計特殊出生率とは、「15～49 歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

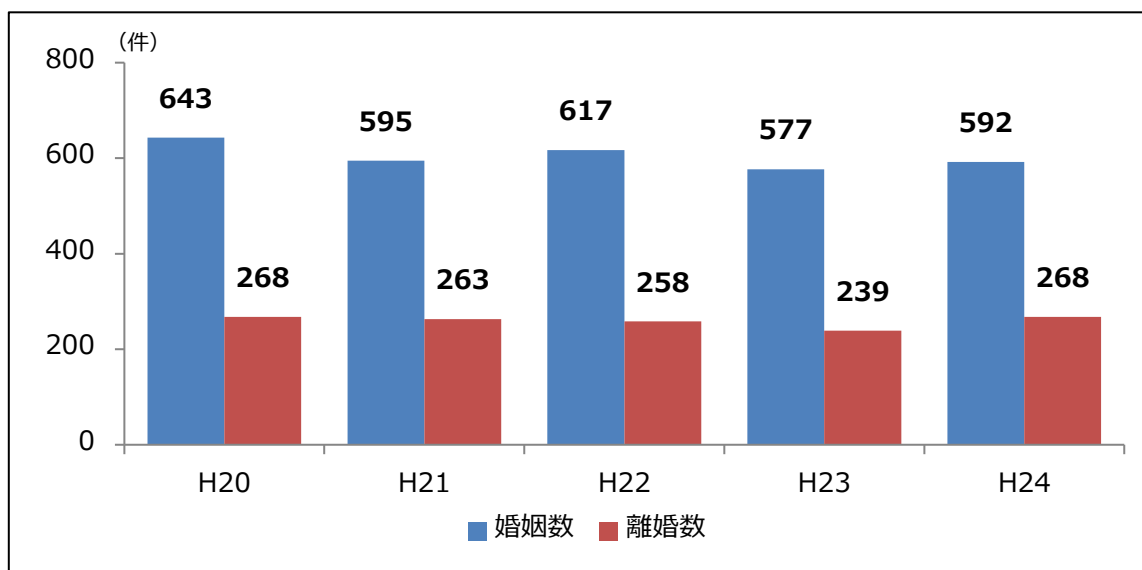
## (5) 婚姻・離婚

婚姻件数は、平成 20 年が 643 件となっていました。平成 24 年では、592 件（51 件減）と、近年、減少傾向にあります。

一方、離婚件数は、平成 20 年以降 260 件程度で推移しています。

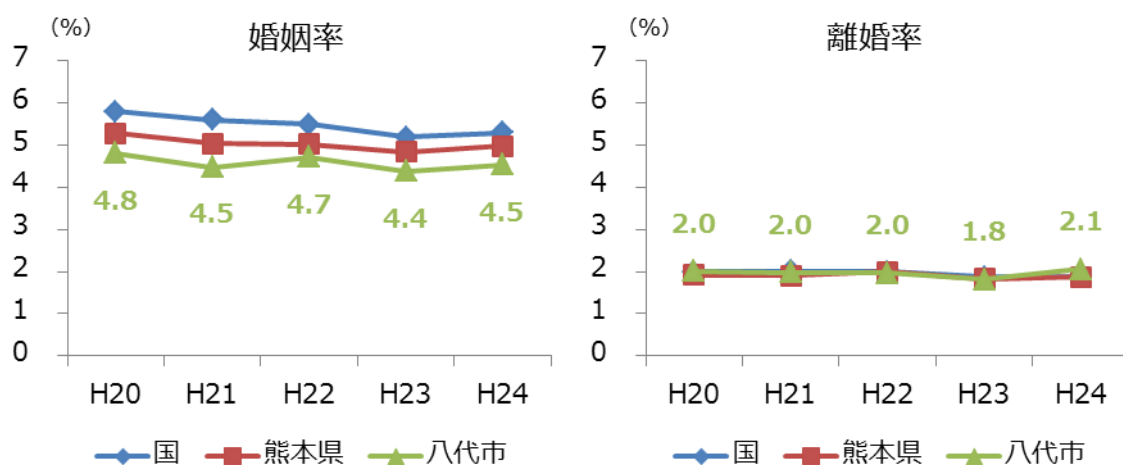
また、人口千人あたりに換算した婚姻率・離婚率をみると、婚姻率は国・県よりも低く推移しており、離婚率についてはほぼ同様の推移となっています。

婚姻・離婚の件数



資料：人口動態統計

婚姻率・離婚率の比較



資料：人口動態統計

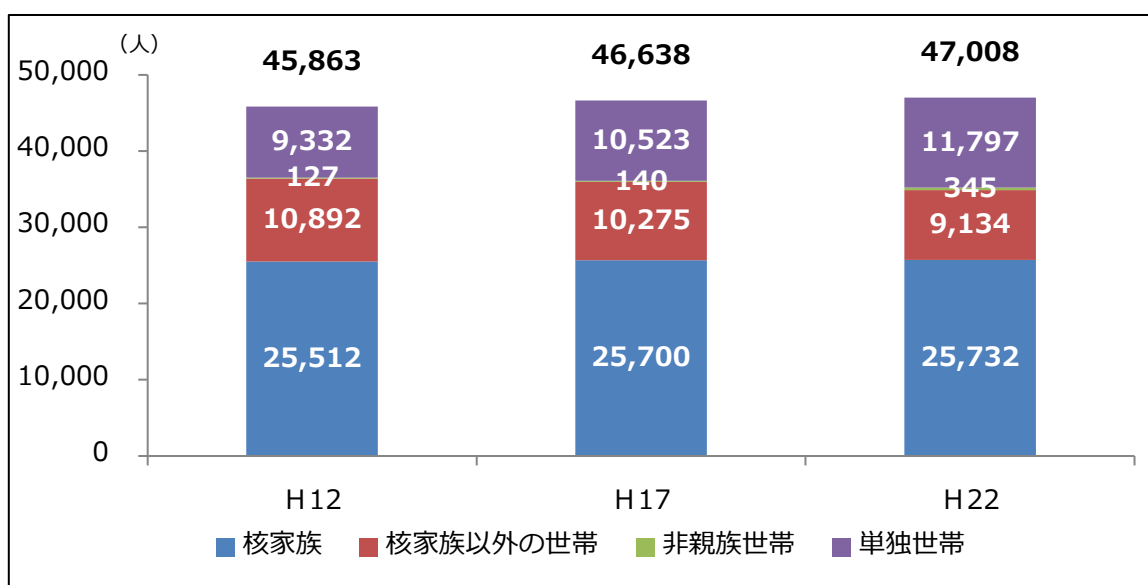
## 2. 世帯の状況

### (1) 総世帯数

総世帯数は増加傾向にあり、特に単独世帯の増加が顕著となっています。

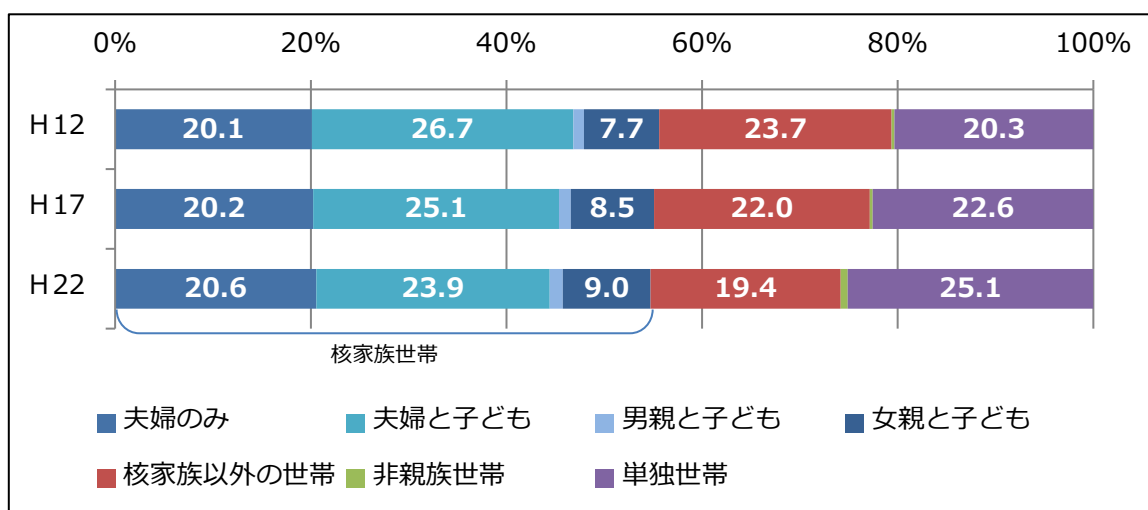
家族構成の割合（の推移）を見ても、核家族世帯が過半数を超えている中で、単独世帯の割合も上昇しています。

総世帯数の推移



資料：国勢調査

家族構成の割合の推移



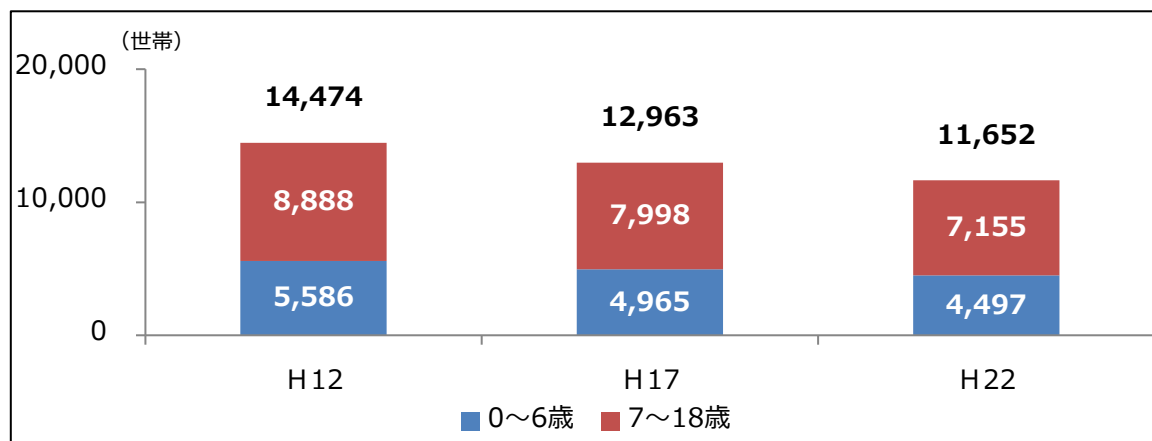
資料：国勢調査

## (2) 子どものいる世帯

18歳未満の子どものいる世帯は減少傾向にあります。

平成12年と平成22年を比べると、0～6歳は1,089世帯、7～18歳は1,733世帯と、それぞれ約2割減少しています。

子どものいる世帯の推移



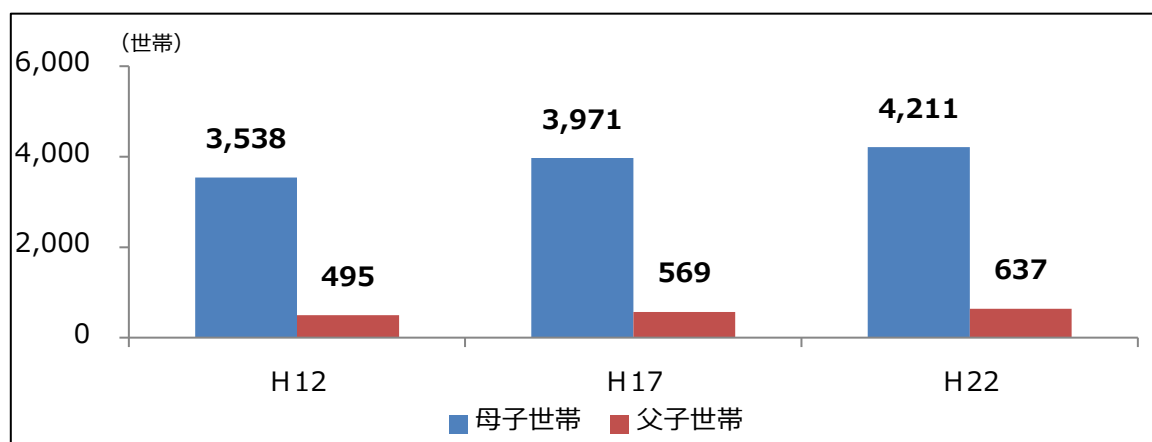
資料：国勢調査

## (3) ひとり親世帯

母子世帯、父子世帯ともに、増加傾向にあります。

平成12年と平成22年を比べると、母子世帯が約2割、父子世帯が約3割増加しています。

ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

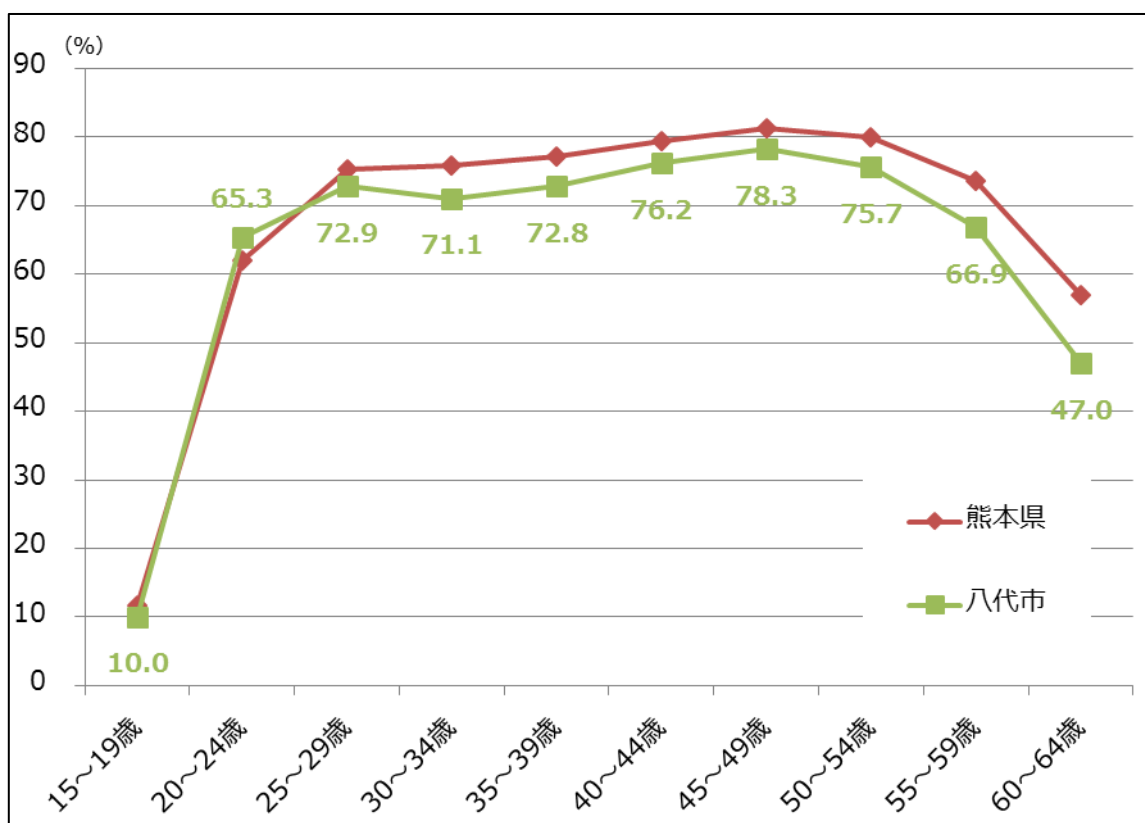


### 3. 女性の就労の状況

本市の女性の就業率をみると、25 歳から 54 歳では、7 割を超える方が就業している様子がわかります。

なお、30～34 歳で一時的な就業率の低下があり、これは子育て期間中の離職と想われますが、その減少の程度は低くなっており、子育てしながら就業している女性が多いことが推測されます。

女性の年齢別就業率



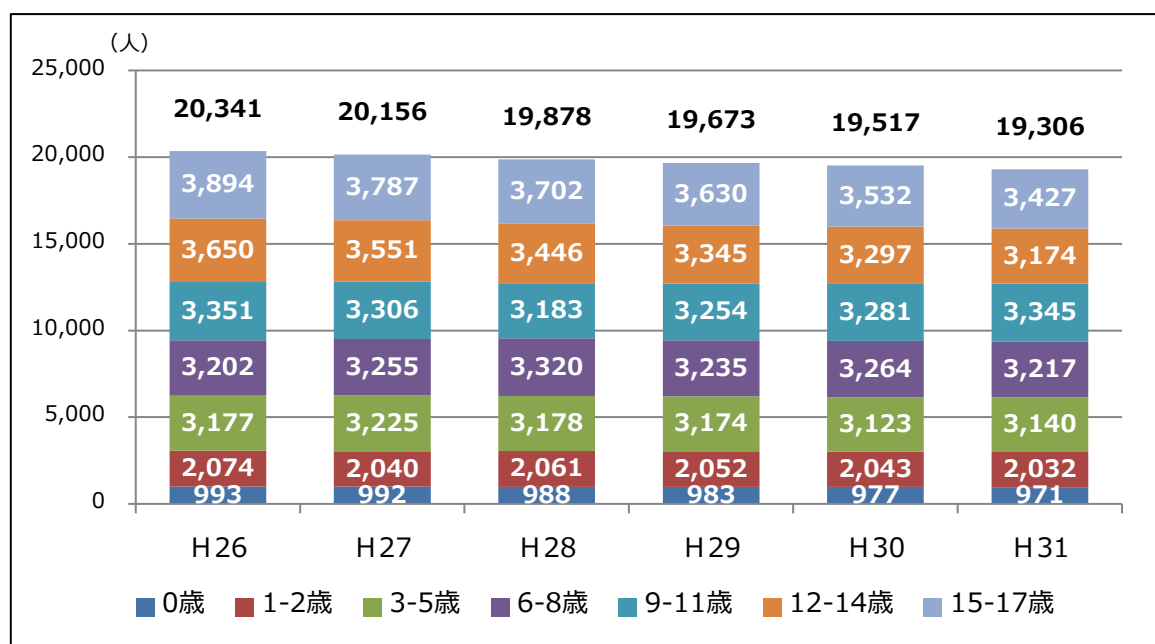
資料：国勢調査（平成 22 年）

## 4. 子どもの人口の推計

子ども人口の将来推計によると、本市の 0 歳人口は減少していくことが予測されており、就学前児童（0～5 歳）でみると、平成 26 年 4 月 1 日現在で 6,244 人となっていますが、平成 31 年には 6,143 人へと、約 100 人減少する見込みとなっています。また、本市の特徴として、中学生にあたる 12～14 歳、高校生にあたる 15～17 歳の減少が顕著となっています。減少していく主な理由としては、子どもを産み育てる可能性が高い 20 歳代、30 歳代の女性人口の減少や、婚姻率の低さが考えられます。

なお、計画を策定するにあたっては、現状の分析、ニーズ調査やそれに基づく具体的な目標事業量の設定等を行いつつ、策定作業を進めるべきものとされています。教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出については、この人口推計に基づき行っています。

子ども人口の将来推計



※本計画における子どもの人口の推計にあたっては、「財団法人こども未来財団」が作成する「地域行動計画策定の手引き（平成 15 年 8 月）」に基づき、住民基本台帳人口（平成 21～25 年の各 4 月 1 日時点の各歳別人口）を用いて、「コーホート変化率法」で推計を行っています。

## 5. アンケート調査結果（就学前児童調査より）

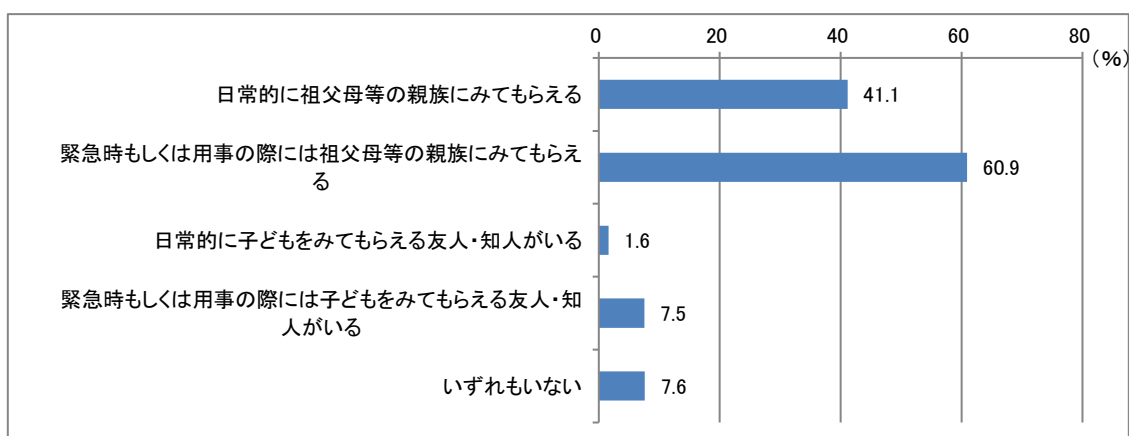
### （１） 家庭での子育てのようす

子どもを預けることができる環境があるかどうかの設問に対して、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 60.9%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 41.1%などとなっており、日常的には、祖父母等の親族の援助が受けられる環境にあるといえます。

一方、友人や知人の手助けを受けている人の割合は、日常的と緊急時を合計しても、1割に満たっていません。このことは、本市では「三世帯同居」や「同じ敷地内に祖父母等とともに生活している」方が多いことから、友人や知人の手助けをかりなくても子育てができる環境にあるということがいえます。

しかし、子どもを預けることができる環境が「いずれもない」とした方が 7.6%存在しています。

身近な人の協力体制



本計画では、子育て世帯が地域の見守りの輪の中で安心感を持って子育てを行えることを目指していることから、今後、地域活動団体や行政関係が、子育て世帯にとって、困った時に助けてといえる相手となるような雰囲気をつくることが重要となります。

## (2) 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

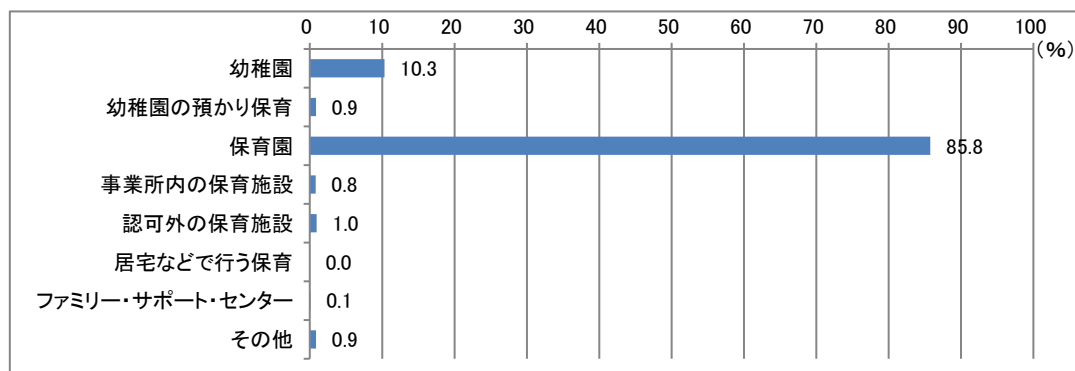
平日の幼稚園や保育所などの施設や事業の定期的な利用状況については、7割が利用していると回答している。

年齢別にみると、3-5歳では97.3%が利用している。

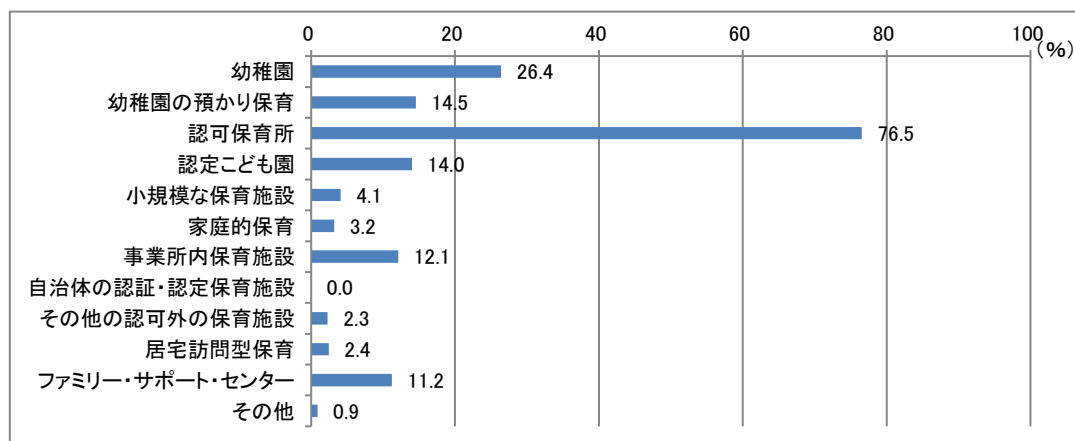
現在利用は少ないが、利用意向が高いものとして、認定こども園や事業所内保育施設、ファミリー・サポート・センターなどが上がっている。

|        | 対象者数  | 利用している | 利用していない | 無回答 |
|--------|-------|--------|---------|-----|
| 全体     | 2,613 | 71.2   | 27.7    | 1.0 |
| 年齢     |       |        |         |     |
| 0-2歳   | 1,640 | 55.7   | 43.0    | 1.2 |
| 3-5歳   | 973   | 97.3   | 2.0     | 0.7 |
| 家族類型   |       |        |         |     |
| ひとり親   | 236   | 85.2   | 14.0    | 0.8 |
| フル×フル  | 877   | 79.4   | 20.1    | 0.6 |
| フル×パート | 496   | 78.4   | 21.2    | 0.4 |
| 専業主婦   | 175   | 85.7   | 14.3    | 0.0 |
| その他    | 426   | 35.2   | 63.8    | 0.9 |

定期的にご利用している教育・保育の事業の種類



今後、定期的にご利用したいと思う事業の種類



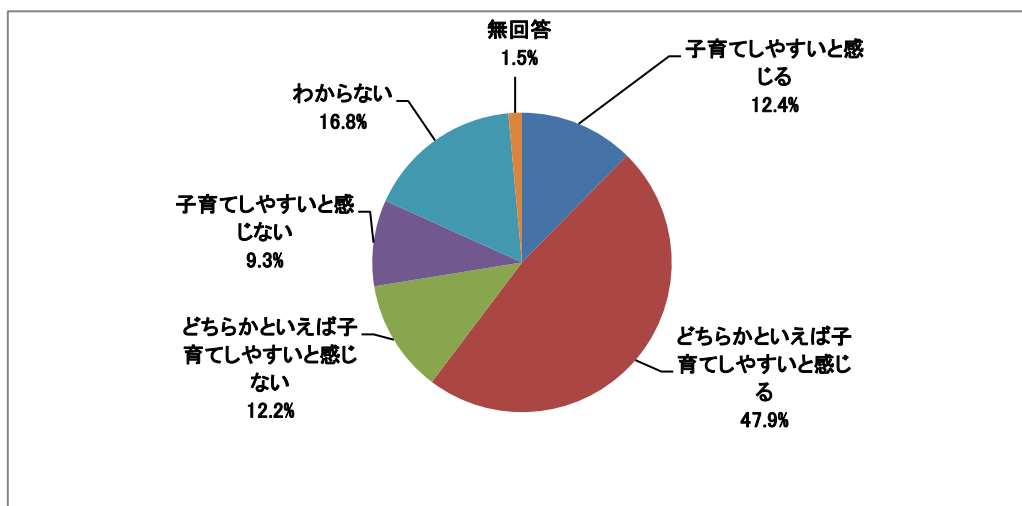
今後、利用ニーズに応じて、教育・保育の施設の整備と事業の充実を図る必要があります。

### (3) 本市の子育て環境について

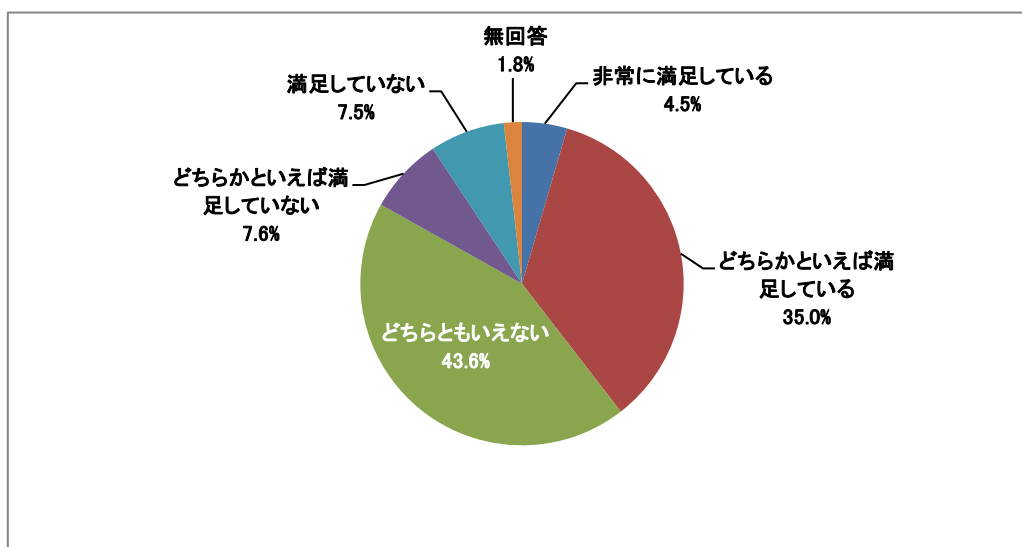
本市について、子育てがしやすいまちだと感じるかどうかについては、肯定的に感じている方が6割を占めるが、否定的に感じている方も2割存在する。

子育ての環境や支援への満足度では、満足感を感じている方が4割程度となるが、満足感を感じられていない方が15%程度存在する。

子育てがしやすいまちだと感じるか

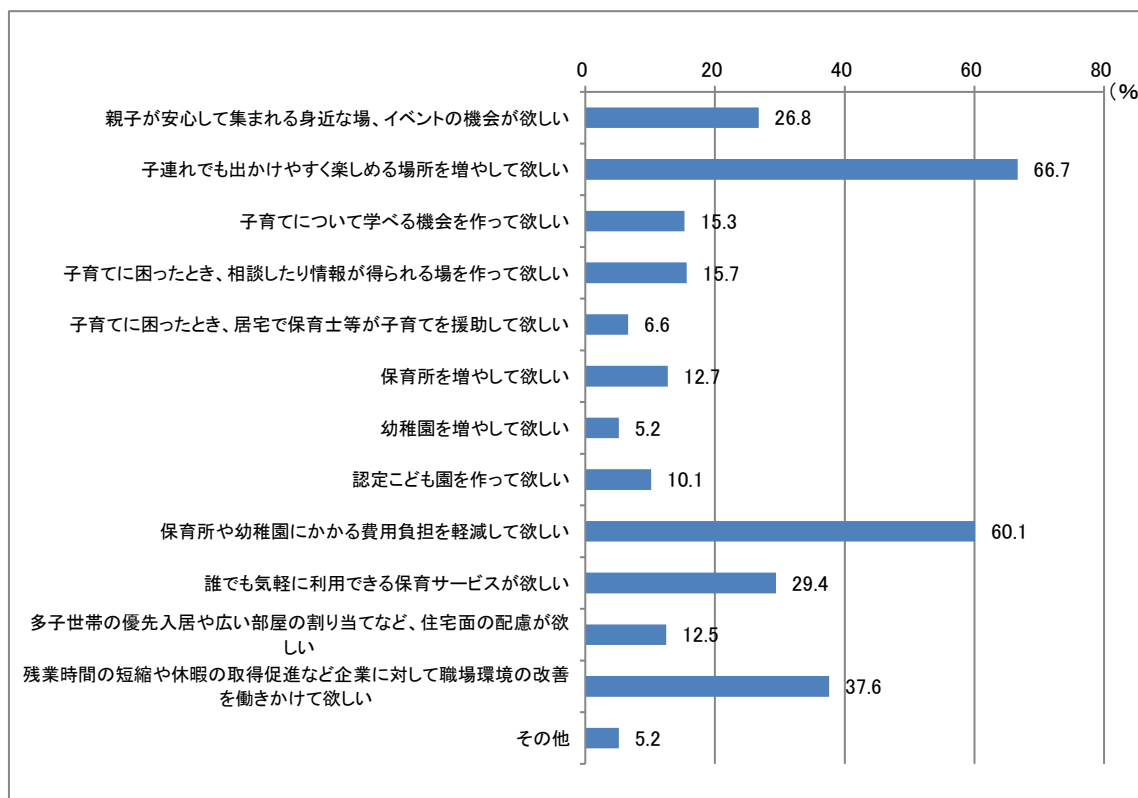


子育ての環境や支援への満足度



なお、本市に必要なと思う子育て支援策としては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の増加（66.7％）」、「保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減（60.1％）」、「企業に対して職場の改善の働きかけ（37.6％）」などとなっている。

### 必要だと思う子育て支援策



今後は、これらの意見を参考として、本市が取り組むべき課題に優先順位をつけながら、最終的には、「子育てしやすいまち」だと感じてもらい、子育て環境や支援への満足度を高めていく必要があります。

## 第3章 計画の基本構想

### 1. 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。将来の社会を担う子どもの健やかな育ちと、その子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会全体の重要課題の一つです。

本市では、平成16年に八代市次世代育成支援前期行動計画を、平成22年に八代市次世代育成支援後期行動計画をそれぞれ策定し、「子育て文化を創造するまち やつしろ」を基本理念とし、子育てを文化として享受する社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針や、次世代育成支援対策推進法が延長されたことに伴い、本計画においては、「安心して子どもを生み育てることができるまち やつしろ」を新たな基本理念とし、地域や社会全体で、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべての子ども一人ひとりが尊重され、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

#### 基本理念

安心して子どもを生み育てることができるまち やつしろ

### 2. 基本的な視点

本計画は、次世代育成支援対策推進法の規定の「行動計画策定指針」に基づき、次に掲げる10の視点で、策定しました。

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親の育成という視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 地域社会全体で支援する視点
- (5) 仕事と生活の調和を実現する視点
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- (7) すべての子どもと家庭を支援する視点
- (8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (9) 子ども・子育て支援の質・量を充実する視点
- (10) 地域の実情に応じた視点

### 3. 計画の構成

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定しています。また、基本テーマごとに重点項目を設定し、取組みを推進します。

#### 子ども・子育て支援の充実

1. 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
3. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

#### 次世代育成支援施策の展開

##### 基本テーマ1 地域における子育て支援の充実

- 〔重点項目〕 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、支援ネットワークにより連携を行うとともに、総合的な情報提供を行います。

##### 基本テーマ2 父性及び母性の確保と乳幼児等の健康の増進

- 〔重点項目〕 こども医療費助成の対象年齢を拡大し、子どもの健康増進を図ります。

##### 基本テーマ3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 〔重点項目〕 家庭や地域における連携を深め、子どもの教育環境の整備を推進します。

##### 基本テーマ4 子ども等の安全確保と生活環境の整備

- 〔重点項目〕 放課後児童クラブを充実し、子どもの放課後の安心・安全な場所を確保します。

##### 基本テーマ5 仕事と子育ての両立支援の推進

- 〔重点項目〕 第3子の保育料無料化を拡充し、保護者の経済的負担を軽減します。

##### 基本テーマ6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

- 〔重点項目〕 要保護児童等に対する関係機関の連携を強化し、児童虐待防止に努めます。



## 第4章 子ども・子育て支援の充実

### 1. 提供区域の設定

本計画を策定するにあたって、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定をする必要があります。

#### (1) 教育・保育の提供区域

本市は、平成17年8月1日に、1市2町3村が合併し、県南地域の拠点都市として誕生しました。

八代市総合計画の基本構想で示す市の将来像である「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”」に向けて、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めており、中心部における保育所のニーズは今後も拡大していくことが予想される一方、人口の少ない地域では定員割れが発生している状況があります。

区域を設定するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針において「区域の設定は、保護者の移動状況や地域の実情を勘案すること」とされています。複数の区域を設定した場合、区域ごとに保育・教育の提供体制を確保する必要があり、他の区域が供給過多の場合でも新たに認可する必要が生じることから、需要と供給のバランスを保つことが難しく、ひいては事業の継続が困難となる可能性があります。

このため、市内全域を教育・保育提供区域とすることを基本とし、需給調整を行うこととします。

#### 市内全域（1区域）とする主な理由

- 待機児童はなく、推計児童人口や今後の量の見込み（教育・保育のニーズ）も減少傾向にあること
- 複数の商圈や生活圏が存在しないこと
- 他市町村からの広域利用の受け入れも多くないこと
- 区域を分けて設定することで、保護者が区域外の施設利用の選択が難しくなることや、周辺地域の保育所等に大きな影響を与えることが考えられること
- 保護者や子どもの移動については、自動車等による移動が多く、また、送迎バス等にて周辺地域への保育所等への通園も多くみられるため、市内においては容易に移動することが可能であると考えられること

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、利用状況や利用実態等を勘案し、教育・保育の提供区域と共通の市全域とします。

| 事業名                                                      | 提供区域 |
|----------------------------------------------------------|------|
| (1) 利用者支援事業（子育て相談事業）【新規】                                 | 市全域  |
| (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場）                        |      |
| (3) 妊婦健康診査事業                                             |      |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業                                           |      |
| (5) 養育支援訪問事業<br>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） |      |
| (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）                         |      |
| (7) ファミリー・サポート・センター事業                                    |      |
| (8) 一時預かり事業                                              |      |
| (9) 延長保育事業                                               |      |
| (10) 病児保育事業                                              |      |
| (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）                               |      |
| (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】                                |      |
| (13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業【新規】                      |      |

## 2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

教育・保育の量の見込みの設定については、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく推計を行っています。

教育・保育提供区域内において教育・保育事業の供給が不足している場合、本計画に即して需給調整を行っていきます。

各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策については、以下のとおりです。

※新制度では、次の3つの区分の認定に応じて、施設などの利用先が決まります。

【1号認定】教育標準時間認定（利用先：幼稚園・認定こども園）

子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

【2号認定】満3歳以上・保育認定（利用先：保育所・認定こども園）

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

【3号認定】満3歳未満・保育認定（利用先：保育所・認定こども園・地域型保育）

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

### <量の見込みと確保方策>

| 認定区分<br>量の見込み・確保方策    |               | 平成27年度       |                  |              |                        |        |
|-----------------------|---------------|--------------|------------------|--------------|------------------------|--------|
|                       |               | 1号（3-5歳）     | 2号（3-5歳）         |              | 3号                     |        |
|                       |               |              | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外         | 0歳                     | 1、2歳   |
| 量<br>の<br>見<br>込<br>み | 量の見込み         | 446人         | 2,806人           |              | 300人                   | 1,480人 |
|                       |               |              | 146人             | 2,660人       |                        |        |
|                       | 他市町村の子どもの受入   | 1人           | 0人               | 50人          | 3人                     | 17人    |
|                       | 計（教育部分/保育部分）① | 593人         |                  |              | 4,510人（他市町村への預入35人を除く） |        |
| 確<br>保<br>方<br>策      | 幼稚園           | 1,185人（9施設）  |                  |              |                        |        |
|                       | 認定こども園（幼稚園部分） | 20人（1施設）     |                  |              |                        |        |
|                       | 認定こども園（保育所部分） |              |                  | 35人（1施設）     |                        |        |
|                       | 保育所           |              |                  | 4,370人（56施設） |                        |        |
|                       | 地域型保育事業       |              |                  |              | 34人（3施設）               |        |
|                       | 計（教育部分/保育部分）② | 1,205人（10施設） |                  |              | 4,439人（60施設）           |        |
| 過不足（②-①）              |               | 612人         |                  |              | ▲71人                   |        |

| 認定区分<br>量の見込み・確保方策    |               | 平成28年度       |                      |                        |      |        |
|-----------------------|---------------|--------------|----------------------|------------------------|------|--------|
|                       |               | 1号（3-5歳）     | 2号（3-5歳）             |                        | 3号   |        |
|                       |               |              | 幼児期の学校教育<br>の利用希望が強い | 左記以外                   | 0歳   | 1、2歳   |
| 量<br>の<br>見<br>込<br>み | 量の見込み         | 439人         | 2,763人               |                        | 301人 | 1,495人 |
|                       |               |              | 143人                 | 2,620人                 |      |        |
|                       | 他市町村の子どもの受入   | 1人           | 0人                   | 35人                    | 7人   | 25人    |
|                       | 計（教育部分/保育部分）① | 583人         |                      | 4,483人（他市町村への預入34人を除く） |      |        |
| 確<br>保<br>方<br>策      | 幼稚園           | 1,185人（9施設）  |                      |                        |      |        |
|                       | 認定こども園（幼稚園部分） | 20人（1施設）     |                      |                        |      |        |
|                       | 認定こども園（保育所部分） |              |                      | 35人（1施設）               |      |        |
|                       | 保育所           |              |                      | 4,390人（56施設）           |      |        |
|                       | 地域型保育事業       |              |                      | 45人（4施設）               |      |        |
|                       | 計（教育部分/保育部分）② | 1,205人（10施設） |                      | 4,470人（61施設）           |      |        |
| 過不足（②-①）              |               | 622人         |                      | ▲13人                   |      |        |

| 認定区分<br>量の見込み・確保方策    |               | 平成29年度       |                      |                        |      |        |
|-----------------------|---------------|--------------|----------------------|------------------------|------|--------|
|                       |               | 1号（3-5歳）     | 2号（3-5歳）             |                        | 3号   |        |
|                       |               |              | 幼児期の学校教育<br>の利用希望が強い | 左記以外                   | 0歳   | 1、2歳   |
| 量<br>の<br>見<br>込<br>み | 量の見込み         | 439人         | 2,762人               |                        | 298人 | 1,489人 |
|                       |               |              | 143人                 | 2,619人                 |      |        |
|                       | 他市町村の子どもの受入   | 1人           | 0人                   | 34人                    | 6人   | 25人    |
|                       | 計（教育部分/保育部分）① | 583人         |                      | 4,471人（他市町村への預入33人を除く） |      |        |
| 確<br>保<br>方<br>策      | 幼稚園           | 1,185人（9施設）  |                      |                        |      |        |
|                       | 認定こども園（幼稚園部分） | 20人（1施設）     |                      |                        |      |        |
|                       | 認定こども園（保育所部分） |              |                      | 35人（1施設）               |      |        |
|                       | 保育所           |              |                      | 4,400人（56施設）           |      |        |
|                       | 地域型保育事業       |              |                      | 45人（4施設）               |      |        |
|                       | 計（教育部分/保育部分）② | 1,205人（10施設） |                      | 4,480人（61施設）           |      |        |
| 過不足（②-①）              |               | 622人         |                      | 9人                     |      |        |

| 認定区分<br>量の見込み・確保方策    |               | 平成30年度       |                      |                        |      |        |
|-----------------------|---------------|--------------|----------------------|------------------------|------|--------|
|                       |               | 1号（3-5歳）     | 2号（3-5歳）             |                        | 3号   |        |
|                       |               |              | 幼児期の学校教育<br>の利用希望が強い | 左記以外                   | 0歳   | 1、2歳   |
| 量<br>の<br>見<br>込<br>み | 量の見込み         | 432人         | 2,607人               |                        | 297人 | 1,557人 |
|                       |               |              | 0人                   | 2,607人                 |      |        |
|                       | 他市町村の子どもの受入   | 1人           | 0人                   | 31人                    | 6人   | 27人    |
|                       | 計（教育部分/保育部分）① | 433人         |                      | 4,525人（他市町村への預入31人を除く） |      |        |
| 確<br>保<br>方<br>策      | 幼稚園           | 1,160人（9施設）  |                      |                        |      |        |
|                       | 認定こども園（幼稚園部分） | 35人（2施設）     |                      |                        |      |        |
|                       | 認定こども園（保育所部分） |              |                      | 275人（2施設）              |      |        |
|                       | 保育所           |              |                      | 4,190人（55施設）           |      |        |
|                       | 地域型保育事業       |              |                      | 34人（3施設）               |      |        |
|                       | 計（教育部分/保育部分）② | 1,195人（11施設） |                      | 4,499人（60施設）           |      |        |
| 過不足（②-①）              |               | 762人         |                      | ▲26人                   |      |        |

| 認定区分<br>量の見込み・確保方策    |               | 平成31年度       |                      |                        |      |        |
|-----------------------|---------------|--------------|----------------------|------------------------|------|--------|
|                       |               | 1号（3-5歳）     | 2号（3-5歳）             |                        | 3号   |        |
|                       |               |              | 幼児期の学校教育<br>の利用希望が強い | 左記以外                   | 0歳   | 1、2歳   |
| 量<br>の<br>見<br>込<br>み | 量の見込み         | 434人         | 2,620人               |                        | 293人 | 1,548人 |
|                       |               |              | 0人                   | 2,620人                 |      |        |
|                       | 他市町村の子どもの受入   | 1人           | 0人                   | 31人                    | 6人   | 27人    |
|                       | 計（教育部分/保育部分）① | 435人         |                      | 4,525人（他市町村への預入30人を除く） |      |        |
| 確<br>保<br>方<br>策      | 幼稚園           | 1,000人（8施設）  |                      |                        |      |        |
|                       | 認定こども園（幼稚園部分） | 155人（3施設）    |                      |                        |      |        |
|                       | 認定こども園（保育所部分） |              |                      | 365人（3施設）              |      |        |
|                       | 保育所           |              |                      | 4,100人（54施設）           |      |        |
|                       | 地域型保育事業       |              |                      | 34人（3施設）               |      |        |
|                       | 計（教育部分/保育部分）② | 1,155人（11施設） |                      | 4,499人（60施設）           |      |        |
| 過不足（②-①）              |               | 720人         |                      | ▲26人                   |      |        |

### ＜今後の方向性＞

- 平成 26 年 4 月現在、本市の待機児童は発生していないことから、出生数を含めた 0～5 歳の未就学児の人口減少が予測される中、年度途中で増加する保育ニーズに対しては、保育所等との協議の上対応していきます。また、計画期間における不足分については、保育所等の定員増や地域型保育事業の実施等により、対応していきます。
- 多様なニーズに対応するため、既存施設が認定こども園への移行を希望される場合には、移行を支援します。

## 3. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

---

### （１）認定こども園の普及についての基本的な考え方

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

これまでの本市の子ども・子育て支援施策において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所の役割は極めて重要であり、今後も中心となることはいうまでもありません。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等にかかわらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるため、国においては政策的な普及を図っていくこととされています。

本市でも、長期的な視点で、多様化する教育・保育ニーズに対応できるよう、認定こども園への移行について検討していくことが必要となります。

以上のことから、本市では、移行を希望する事業者に対して支援を行っていくことで、既存施設からの移行を中心とした認定こども園の適切な普及・促進を図っていきます。

### （２）幼稚園教諭と保育士等の研修に対する支援

質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進を図るため、幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上に向けた合同研修の開催や情報の提供など、資質向上のための支援を行います。

### **（３）質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方と推進方策**

子ども・子育て支援は、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

このため、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識のもと、幼稚園、保育所、認定こども園、子育て支援事業の質と量の充実を図ることで、身近な地域において必要なサービスを受けることができる基盤を整備するとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には適切な保護及び援助を行うことで、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

また、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことで、家庭を築き、子どもを産み育てるとする人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりを目指します。

### **（４）教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携**

幼稚園・保育所・認定こども園及び地域型保育事業所は、子ども・子育て支援の中心的な役割を担う教育・保育施設であり、お互いが連携をすることによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。また、地域型保育事業を利用した満３歳未満の子どもが、切れ目なく教育・保育施設を利用できるよう連携を図ることも必要です。

そのため、幼稚園・保育所・認定こども園及び地域型保育事業所の情報の共有と連携の支援を図ります。

### **（５）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携**

子どもの健やかな育ちや教育・保育の継続性を確保するためには、情報を共有し、長期的な視点で捉える必要があります。そのために幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、放課後児童クラブなどの就学前と就学後の関係者による情報交換を行い、連携を強化することで、就学後への円滑な教育提供体制の構築を図ります。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

### (1) 利用者支援事業（子育て相談事業）【新規】

#### <事業内容>

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が、幼稚園、保育所等や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

#### <対象者>

子育て中の保護者（主に就学前の乳幼児の保護者）

#### <事業実績>

新制度における新規事業のため実績なし

#### <量の見込みと確保方策>

|       | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 箇所 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 確保方策  | 箇所 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |

#### <量の見込みの算出方法>

ニーズ調査によらずに独自推計

#### <今後の方向性>

- まず、身近な場所で、多くの子育て親子に日常的に利用されている「こどもプラザわくわく」において、専任職員を配置し相談等に対応します。
- 子育て支援センターや保育所、幼稚園、関係機関等と連携し、総合的な相談・助言等に取組んでいきます。
- なお、子育て支援センター（6箇所）、こどもプラザすくすく、市役所窓口等での実施については、市民のニーズを把握しながら、本計画期間中に検討していきます。

## (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場）

### <事業内容>

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場を提供し、子育てに役立つ情報提供や育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。

### <対象者>

就学前の子どもとその保護者  
（つどいの広場は、主に3歳未満の乳幼児と保護者）

### <事業実績>

|       | 単位   | H23   | H24   | H25   | H26<br>見込み |
|-------|------|-------|-------|-------|------------|
| 実施箇所数 | 箇所   | 8     | 8     | 8     | 9          |
| 利用者数  | 人日/月 | 3,699 | 4,292 | 4,257 | 4,879      |

### <量の見込み>

|       | 単位   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人日/月 | 4,748 | 4,775 | 4,753 | 4,729 | 4,703 |

### <量の見込みの算出方法>

国手引きによる算出後、保育が必要な世帯（3号認定）のニーズを除外

### <確保方策>

|      | 単位   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 確保方策 | 人日/月 | 4,748 | 4,775 | 4,753 | 4,729 | 4,703 |
|      | 箇所   | 9     | 9     | 9     | 9     | 9     |

### <今後の方向性>

- 平成26年6月に、「こどもプラザわくわく」をイオン八代ショッピングセンターに開設したことにより、利用者の増加に対応していきます。



- 既存の 9 箇所の施設が質・量ともに十分な受け皿となるよう、事業内容の充実を図るとともに、今後の利用状況等を把握しながら、利用者にとってより利用しやすい施設となるよう、開設日、開設時間等を含めて検討していきます。
- 利用の促進を図るため、ホームページや広報誌等により、積極的な広報活動を展開していきます。

### (3) 妊婦健康診査事業

#### <事業内容>

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、公費負担により医療機関における妊婦に対する定期的な健診を行う事業です。

#### <対象者>

すべての妊婦

#### <事業実績>

|       | 単位  | H23   | H24   | H25   | H26<br>見込み |
|-------|-----|-------|-------|-------|------------|
| 利用実人数 | 人／年 | 1,661 | 1,579 | 1,650 | 1,660      |

#### <量の見込み>

|       | 単位  | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人／年 | 1,587 | 1,580 | 1,572 | 1,563 | 1,553 |

#### <量の見込みの算出方法>

近年の利用実績を基に推計人口による出生数を勘案して算出

#### <確保方策>

市が契約する県内の医療機関 69 箇所で実施

#### <今後の方向性>

- 妊娠中の健康管理に役立てることができるよう、今後も引き続き、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」を交付し、妊婦健康診査費用の一部（最高 14 回分）を助成します。
- 妊娠中の母体や胎児の異常を早期に発見し、適切な管理・治療に結びつけることができるよう、定期受診勧奨を行います。
- 心身ともに安定した環境で母体管理ができるよう、健診結果で指導が必要となった方への保健指導を充実します。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### <事業内容>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが直接訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぎ、子どもの健やかな育成を図る事業です。

### <対象者>

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭

### <事業実績>

|      | 単位  | H23   | H24 | H25 | H26<br>見込み |
|------|-----|-------|-----|-----|------------|
| 訪問件数 | 人／年 | 1,050 | 966 | 998 | 990        |

### <量の見込み>

|       | 単位  | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 人／年 | 992 | 988 | 983 | 977 | 971 |

### <量の見込みの算出方法>

0歳児の推計人口

### <確保方策>

八代市の保健師・助産師等で対応

### <今後の方向性>

- 祖父母や近隣住民からの援助が不足している保護者が孤立しないよう、安心して子育てができるために必要な支援や助言を行っていきます。
- 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対する強い不安や孤立感等を抱える家庭については、養育支援訪問事業等による継続的な支援を行っていきます。
- 未訪問者の中にも支援が必要な家庭があると思われることから、訪問率の向上に取り組むとともに、関係機関との連携を図ることで状況把握に努めます。

## (5) 養育支援訪問事業

### <事業内容>

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、家庭における安定した養育が実施できるよう、育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

### <対象者>

子育てに対して不安や孤立感を抱える保護者、または、虐待にいたるおそれがある保護者、精神疾患等リスクを抱え支援が必要である家庭

### <事業実績>

|         | 単位  | H23 | H24 | H25 | H26<br>見込み |
|---------|-----|-----|-----|-----|------------|
| 訪 問 件 数 | 人／年 | 766 | 783 | 792 | 796        |

### <量の見込み>

|           | 単位  | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量 の 見 込 み | 人／年 | 794 | 790 | 786 | 782 | 777 |

### <量の見込みの算出方法>

近年の利用実績を基に推計人口による出生数を勘案して算出

### <確保方策>

市の保健師等で対応します。

### <今後の方向性>

- 今後も、八代市の保健師等による訪問を継続して実施し、家庭児童相談員をはじめとする関係機関が連携を図りながら、必要な支援や助言を行っていきます。
- 特に支援が必要な子どもの早期発見に努め、必要なサービスにつなげていきます。

※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

＜事業内容＞

八代市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、会を構成する関係機関や調整機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

＜今後の方向性＞

八代市要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関のさらなる連携強化を図り、研修会等の開催などにより専門性の強化を図ります。

※八代市要保護児童対策地域協議会……虐待を受けている子どもをはじめとする保護を要する子どもの早期発見や適切な保護、支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する関係者が、児童及びその保護者等に関する情報の交換を行い、児童等に対する支援の協議を行う機関。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

### <事業内容>

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行う事業です。本事業には、利用目的や時間帯などにより、「ショートステイ」と「トワイライトステイ」の2つの事業形態があります。

### <対象者>

家庭において一時的に養育が困難になった子ども

### <事業実績>

|               | 単位   | H23 | H24 | H25 | H26<br>見込み |
|---------------|------|-----|-----|-----|------------|
| 実施箇所数         | 箇所   | 2   | 2   | 2   | 2          |
| ショート<br>ステイ   | 人日／年 | 35  | 73  | 60  | 60         |
| トワイライト<br>ステイ | 人日／年 | 99  | 340 | 261 | 320        |

### <量の見込み>

|               | 単位   | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ショート<br>ステイ   | 人日／年 | 475 | 473 | 471 | 466 | 466 |
| トワイライト<br>ステイ | 人日／年 | 387 | 386 | 384 | 381 | 380 |

### <量の見込みの算出方法>

ショートステイ……………国手引きによる算出

トワイライトステイ…国手引きにより算出した一時預かり等の事業見込みから、利用実績を勘案して算出

<確保方策>

|               | 単位   | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ショート<br>ステイ   | 人日／年 | 475 | 473 | 471 | 466 | 466 |
|               | 箇所   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   |
| トワイライト<br>ステイ | 人日／年 | 387 | 386 | 384 | 381 | 380 |
|               | 箇所   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   |

<今後の方向性>

- 現状の受け入れ態勢を継続していきますが、利用状況を見ながら、不足する場合は施設整備について検討を進めます。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

### <事業内容>

子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図る事業です。

### <対象者>

おおむね2ヶ月から小学6年生までの児童等と保護者

### <事業実績>

|           | 単位   | H23 | H24 | H25 | H26<br>見込み |
|-----------|------|-----|-----|-----|------------|
| ※ 提供 会 員  | 人    | 95  | 101 | 109 | 120        |
| ※ 利 用 会 員 | 人    | 453 | 564 | 666 | 770        |
| ※ 両 方 会 員 | 人    | 56  | 69  | 71  | 80         |
| 活 動 件 数   | 人日／年 | 582 | 316 | 444 | 500        |

### <量の見込みと確保方策>

|         | 単位   | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み   | 人日／年 | 841 | 852 | 835 | 839 | 830 |
| 確 保 方 策 | 人日／年 | 841 | 852 | 835 | 839 | 830 |
|         | 箇所   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |

### <量の見込みの算出方法>

国手引きによる算出

### <今後の方向性>

- 多様化する子育てに関するニーズに対応するため、今後、さらに事業の周知を図り、提供会員の確保と人材の育成に取組みます。
- 保護者にとって利用しやすいサービスとなるよう、会員加入の促進、利用者の負担軽減、手続き方法の見直しなどの検討を進めます。



## (8) 一時預かり事業

### <事業内容>

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園や保育所、認定こども園等において、子どもを一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### <対象者>

幼稚園における一時預かり：1号認定及び2号認定の在園児童

保育所における一時預かり：保育所を定期的に利用していない就学前の乳幼児

### <事業実績>

#### ☐ 幼稚園における一時預かり

| 幼稚園    | 単位   | H23   | H24   | H25    | H26<br>見込み |
|--------|------|-------|-------|--------|------------|
| 実施箇所数  | 箇所   | 4     | 4     | 4      | 4          |
| 延べ利用日数 | 人日／年 | 7,470 | 8,496 | 10,244 | 11,000     |

#### ☐ 保育所における一時預かり

| 保育所    | 単位   | H23   | H24   | H25   | H26<br>見込み |
|--------|------|-------|-------|-------|------------|
| 実施箇所数  | 箇所   | 38    | 38    | 38    | 38         |
| 延べ利用日数 | 人日／年 | 4,753 | 5,675 | 5,898 | 7,810      |

※38施設のうち、市補助事業5施設、保育所の単独事業33施設

### <量の見込み>

#### ☐ 幼稚園における一時預かり

|      | 単位   | H27    | H28    | H29    | H30    | H31    |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1号認定 | 人日／年 | 1,191  | 1,174  | 1,172  | 1,153  | 1,159  |
| 2号認定 | 人日／年 | 24,896 | 24,533 | 24,502 | 24,108 | 24,239 |

#### ☐ 保育所における一時預かり

|       | 単位   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人日／年 | 7,497 | 7,471 | 7,448 | 7,375 | 7,370 |

### <量の見込みの算出方法>

幼稚園における一時預かり…国手引きによる算出

保育所における一時預かり…国手引きによる算出後、保育が必要な世帯  
(2・3号認定)のニーズを除外

### <確保方策>

#### □ 幼稚園における一時預かり

|      | 単位   | H27    | H28    | H29    | H30    | H31    |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 確保方策 | 人日／年 | 25,750 | 25,750 | 25,750 | 25,750 | 25,750 |
|      | 箇所   | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |

#### □ 保育所における一時預かり

|      | 単位   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 確保方策 | 人日／年 | 7,497 | 7,471 | 7,448 | 7,375 | 7,370 |
|      | 箇所   | 38    | 38    | 38    | 38    | 38    |

### <今後の方向性>

- 幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、計画期間における、認定こども園への移行の状況に応じて、利用ニーズは変動する場合があります、手引きによる算出を、利用ニーズとして捉え、今後の公立幼稚園での実施も検討します。
- 保育所における一時預かりについては、現在実施の施設での受入体制を継続します。

## (9) 延長保育事業

### <事業内容>

保護者の勤務条件や家庭の事情により早朝又は夕方以降の保育を必要とする児童に対して、保育時間の延長を行う事業です。

### <対象者>

2号認定（保育利用）及び3号認定の乳幼児

### <事業実績>

|       | 単位  | H23   | H24   | H25   | H26<br>見込み |
|-------|-----|-------|-------|-------|------------|
| 実施箇所数 | 園   | 46    | 46    | 46    | 46         |
| 利用人数  | 人／年 | 1,595 | 1,610 | 1,704 | 1,750      |

### <量の見込み>

|       | 単位  | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人／年 | 1,431 | 1,424 | 1,420 | 1,405 | 1,405 |

### <量の見込みの算出方法>

国手引きに基づき算出

### <確保方策>

|      | 単位  | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 確保方策 | 人／年 | 1,431 | 1,424 | 1,420 | 1,405 | 1,405 |
|      | 箇所  | 47    | 47    | 47    | 47    | 47    |

### <今後の方向性>

- 平成26年現在、私立保育所44園（平成27年度より45園）、公立保育所2園で実施しており、利用ニーズ等の大きな変化がなければ、現状の受け入れ体制で対応していきます。

## (10) 病児保育事業

### <事業内容>

病中、または病気の回復期にある児童について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。

### <対象者>

病中、病気回復期にある児童（0歳から小学3年生）

### <事業実績>

|        | 単位   | H23 | H24 | H25 | H26<br>見込み |
|--------|------|-----|-----|-----|------------|
| 実施箇所数  | 箇所   | 2   | 2   | 2   | 3          |
| 延べ利用日数 | 人日／年 | 701 | 597 | 645 | 900        |

### <量の見込み>

|       | 単位   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 人日／年 | 1,703 | 1,695 | 1,690 | 1,672 | 1,672 |

### <量の見込みの算出方法>

近年の利用実績をもとに、平成26年9月から1カ所増設した利用見込を加算して算出

### <確保方策>

|      | 単位   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 確保方策 | 人日／年 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 1,800 |
|      | 箇所   | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |

### <今後の方向性>

- 平成26年9月より1箇所増設したことにあわせて、さらに事業の周知を図り、病児・病後児保育事業に関する理解を深めるとともに、利用の促進を図っていきます。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### <事業内容>

放課後や夏休み・冬休み等の長期休暇において、子どもの安全・安心を確保するため、適切な遊び場及び生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

### <対象者>

保護者が仕事等により昼間、家庭にいない小学生児童

### <事業実績>

|           | 単位  | H23 | H24   | H25   | H26<br>見込み |
|-----------|-----|-----|-------|-------|------------|
| ク ラ ブ 数   | 箇所  | 33  | 33    | 33    | 33         |
| 利 用 実 人 数 | 人／年 | 987 | 1,033 | 1,093 | 1,134      |

※33クラブのうち、市委託事業 26 クラブ、保育所の自主事業 7 クラブ

### <量の見込み>

|           | 単位   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量 の 見 込 み | 人日／年 | 1,505 | 1,511 | 1,491 | 1,505 | 1,497 |

### <量の見込みの算出方法>

国手引きに基づき算出

### <確保方策>

|         | 単位   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 確 保 方 策 | 人日／年 | 1,480 | 1,520 | 1,600 | 1,680 | 1,800 |
|         | 箇所   | 37    | 38    | 40    | 42    | 45    |

## ＜今後の方向性＞

- 平成26年7月に国で策定された「放課後子ども総合プラン」に即し、放課後児童クラブの計画的な整備等を進めます。

### ※放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備等を進める。

- 放課後児童クラブの設置については、小学校区単位で検討する必要があるため、未設置の小学校区（7校区）への新設を段階的に検討し、全小学校区に整備することを目指します。また、利用ニーズが高い小学校区への設置、利用児童数が定員おおむね40人以下の基準を満たさないクラブの分割による増設等を、計画期間において段階的に設置を検討し、充実を図ります。
- 放課後子ども教室は、現在、実施している小学校区（4校区：郡築小・昭和小・東陽小・泉小）において、継続して実施します。
- 放課後子ども教室を実施している小学校区の4校区に、放課後児童クラブを小学校の余裕教室等を活用して設置することにより、両事業の一体的な取組みを推進します。
- 未設置の小学校区への設置や現在小学校敷地外の公共施設を利用している放課後児童クラブの学校施設内への移設、学校敷地内で運営している放課後児童クラブの老朽化等に伴う余裕教室への移設など、教育委員会・学校・放課後児童クラブ等との定期的な協議を行いながら、余裕教室等の学校施設の活用を推進します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携や、余裕教室等の学校施設の活用の推進については、教育委員会の関係部署と福祉部局で連携し、定期的に協議を行います。また、「八代市放課後対策事業運営委員会」や「総合教育会議」での協議、意見等を踏まえ、総合的な放課後対策事業の推進を図ります。
- 共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するため、開所時間の延長を行う放課後児童クラブの支援を行います。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

### <事業内容>

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### <今後の方向性>

平成28年度より事業実施

## (13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業【新規】

### <事業内容>

教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言等を行う事業です。

### <今後の方向性>

新規施設等が見込まれる場合に、必要に応じて、事業実施の検討を行います。

## 第5章 次世代育成支援施策の展開

八代市次世代育成支援後期行動計画から引き継ぐ施策・取組み等をテーマごとに取りまとめています。

子ども・子育て支援のより一層の充実を図り、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいきます。

### 基本テーマ1 地域における子育て支援の充実

#### 現状と課題

- 少子化問題に対応するため、結婚から妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のない支援が必要です。
- 行政や学校、団体、子育てサークル、地域住民など、地域における子育てを支援するためのネットワークの拡充が必要です。
- 地域での取組みや活動を支えるボランティアの育成など、元気な高齢者の生きがいづくりを含めた人材の養成・確保が必要です。
- 子どもや子育て中の親が気軽に利用できる交流の場を拡充していくことが必要です。
- 自然とのふれあいや地域活動など、子どもが主体的に取り組むことのできる機会の提供や支援を行う必要があります。
- 多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、サービスの充実に取り組む必要があります。

---

#### 基本施策① 世代間や地域での交流の機会の提供

---

##### 基本方針

地域の人と子どもがお互いにふれあう機会を通して、子育てに関する意識が高まるよう、行政と地域との連携を進めながら、あらゆる世代との交流の場づくりの拡充を目指します。

##### 市民・地域の取組み

- 地域の住民自治組織における活動の推進
- 伝統文化継承の取組みを通じた世代間交流の実施



- 地域と子育て支援センターとの交流促進
- 園児の施設入居者とのふれあい遊び・校区敬老会への参加
- 世代間を越えて支えあう拠点となる地域の縁がわづくりの推進
- 家庭・地域・学校が連携したあいさつ運動や交流の促進
- 地域にある人材の活用による子育て支援の地域づくりの推進

#### 行政の取組み

- 学校・地域社会の連携・協力による教育講演会等の取組みの推進
- 幼稚園や保育所における乳幼児と小・中・高校生との交流の促進
- つどいの広場、子育て支援センターの地域における取組みの充実
- 住民自治によるまちづくりとの地域連携の推進
- 統廃合した公立保育所の利活用の検討

---

## 基本施策② 子育て関連団体の連携強化

---

#### 基本方針

つどいの広場や子育て支援センター、民生委員・児童委員、NPO、ボランティアグループなどの子育て支援に係る関係団体の連携を強化し、地域に根ざした支援活動の継続と拡大を目指します。

また、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、団体等の活動を支援するとともに、関係機関とのネットワークの強化を図ります。

#### 市民・地域の取組み

- 子育てを支援する関係機関の連携及び情報の共有
- 子育て支援に係る相談等のコーディネートの実施
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員の取組み

#### 行政の取組み

- 関係機関のネットワークによる連携と総合的な情報提供の充実
- 市民活動団体一覧の作成・配布
- 市民活動ネットワーク交流会の開催
- 子育て支援ネットワークづくりの推進と支援ネットワーク連絡会議の開催
- 子育てを支援する関係機関の研修・学習会の実施

---

## 基本施策③ 子どもや保護者が集まれる場所の確保

---

### 基本方針

子どもや保護者が気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談や親同士の交流が図られるよう、つどいの広場や地域子育て支援センターを拠点とした地域の身近な交流の場づくりを図ります。

### 市民・地域の取組み

- おもちゃ広場の提供
- 絵本の読み聞かせ会等の実施
- 育児サークルなどの親同士の交流や、情報交換の場の提供

### 行政の取組み

- 地域における子育て支援拠点づくりの推進
- 子育て支援センター等と連携した赤ちゃん広場の推進
- 育児サークル等の情報提供

---

## 基本施策④ 子どもが活躍できる場の提供

---

### 基本方針

すべての子どもが身近な地域で安全に遊び、学ぶことができるよう、子どもたちの健全育成に向けた各種事業や青少年が健やかに育つ環境づくりを目指します。

### 市民・地域の取組み

- 企業における体験学習の場の提供
- 子ども会活動の充実
- 小・中・高校生の地域における交流活動の推進

### 行政の取組み

- こどもエコクラブ事業の推進
- 小・中・高校生の交流活動の推進
- 自然とのふれあい、体験学習教室等の開催
- 放課後子ども総合プランの推進
- 子ども会活動への支援

---

## 基本施策⑤ 多様な教育・保育と子育て支援サービスの充実

---

### 基本方針

多様化する教育・保育や子育て支援のニーズに対応するため、本計画に則した教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供体制の充実を図ります。

### 市民・地域の取組み

- 就学前児童への園開放、親子体験入園等の実施
- 保育所等における延長保育、一時預かり、休日保育等の実施

### 行政の取組み

- 保育所等における延長保育、一時預かり、休日保育等の推進
- 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 個別ニーズに応じた利用者支援事業の推進
- 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業に関する関係機関との連携
- 保育や子育て支援サービス等の情報提供体制の充実

## 基本テーマ2 父性及び母性の確保と乳幼児等の健康の増進

### 現状と課題

- 子どもの健康増進と子育て家庭の経済的な負担軽減を目的とした医療費助成については、対象年齢の拡大等の市民ニーズも高く、充実を図る必要があります。
- 若年の妊婦や母親、育児に対する不安の強い母親に対しては、妊娠・出産・育児の不安解消を図る必要があります。
- 母親の育児ストレスや産後うつなどを早期に発見するための、関係機関と連携した相談体制の充実を図る必要があります。
- 保健センターが実施する健診等の未受診の家庭や特定妊婦については、支援が必要なケースが多くみられるため、関係機関が情報を共有し、支援体制の充実を図っていく必要があります。
- 成人期における生活習慣病の発症予防の観点からも、食事、睡眠、歯磨きなどの基本的な生活習慣を身につけるための取組みを推進する必要があります。
- 保健師や栄養士等による講座の開催や食に関する相談への助言、学校給食などを通じた「食育」の推進が必要となります。
- 思春期においては、身体的、精神的に子どもから大人へ移行する時期であり、性や喫煙、飲酒に関する関心が高まる時期でもあるため、性教育などの思春期保健や命の大切さの教育、未成年の喫煙や飲酒、薬物の乱用などの防止に関する指導や教育などの充実が必要となります。
- 母と子がいつまでも安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、周産期医療体制の整備促進や小児医療体制等の充実が必要です。

---

### 基本施策① 生活リズムの乱れの改善と食育の推進

---

#### 基本方針

乳幼児期から思春期までの発育段階に応じた食に関する学習機会や情報提供の充実を図るため、地域や学校などの関係機関との情報交換、連携を強化します。

また、各種検診の機会を通じて生活リズムや望ましい食生活の確立を図るなど、八代市保健計画に沿った取組を進めます。

#### 市民・地域の取組み

- 参加しやすい食育に関する体験活動の推進
- 食育に係る講座や勉強会の開催

## 行政の取組み

- 食育に係る情報発信・啓発活動の推進
- 地域における食生活改善活動を通じた健康指導の推進
- 食生活改善推進員の育成
- 食生活改善に係る普及・啓発活動の推進
- ヤング健診(20～39 歳)や乳幼児健診、育児学級などでの「早寝・早起き・朝ごはん」の意識付け

---

## 基本施策② 性と生を学ぶ場の充実

---

### 基本方針

子どもの心身の発達やより良い成長に向け、学校教育活動における思春期保健対策の充実を図ります。

また、中学生・高校生が乳幼児と触れ合う機会の充実を図るなど、命の大切さを実感し、心の健全な育成が図られるよう、地域における保健、医療、福祉、教育等の連携を促進します。

### 市民・地域の取組み

- 地域や幼稚園・保育所・学校の連携による情報共有
- 中学生・高校生による乳幼児とのふれあう機会の充実

### 行政の取組み

- 幼稚園や保育所における乳幼児と中・高校生との交流の促進
- 学校保健における性教育の充実
- 保健師による学校保健と連携した性教育の実施
- 中学生・高校生へのデートDVの予防教育の実施
- 喫煙や飲酒、薬物の防止に係る啓発や講話の実施

---

## 基本施策③ 父性と母性を育む環境の整備

---

### 基本方針

自信や余裕を持って子育てに取り組むことができるよう、妊産婦など、より早い時期における子育てに関する学習機会の充実を図ります。

また、ワークライフバランスの促進を図られるよう、父親の育児参加を促進する観点からも、地域における子育てしやすい環境の整備に取り組めます。

### 市民・地域の取組み

- 身近な地域における講習、講座の開催
- 子育てサークルによる講習、講座の開催
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員の地域活動の推進

### 行政の取組み

- つどいの広場・子育て支援センターの利用促進
- 子育てに関する情報提供の充実
- 子育て支援センター等と連携した赤ちゃん広場の推進
- 両親学級等での赤ちゃんの抱っこ体験、先輩ママとの交流、父親の意識付け
- 母子健康手帳交付時の保健指導・相談の充実

---

## 基本施策④ 子どもや母親の健康確保

---

### 基本方針

安心して子どもを生み育てることができるよう、こども医療費の助成の充実や、医療機関と連携を図りながら、妊産婦や乳幼児の健康支援及び心身の問題の早期発見・早期対応や正しい知識の普及に取り組めます。また、必要な家庭には保健師等が訪問し、指導、援助を行うほか、母子の保健事業の充実に取り組めます。

### 市民・地域の取組み

- 保健師、主任児童委員等、子育て支援関係者との連絡会の開催

## 行政の取組み

- こども医療費助成の対象年齢の拡大
- 妊婦健康診査事業と保健指導の充実
- 母子健康手帳交付時の保健指導・相談の充実
- 生後4ヶ月までの乳児家庭全戸訪問の実施
- 支援が必要な家庭の早期発見・早期対応、養育支援事業の実施
- 小・中学校等によるフッ化物洗口の推進
- 認可外保育施設における乳幼児の内科・歯科検診の推進
- 発達相談の場の充実と関係者の連携強化
- 医療機関と連携した低出生体重児の訪問指導の推進

---

## 基本施策⑤ 小児医療の充実

---

### 基本方針

小児医療の現状を踏まえ、今後も県や医療機関等との連携を図りながら、小児医療体制及び周産期医療の充実を進めます。また、八代圏域における地域医療体制については、関係機関との協議により、その確立に努めます。

### 市民・地域の取組み

- 八代市夜間急患センターにおける小児診療の推進
- 小児科専門医の休日等における当番制による診察等の取組み
- 乳幼児保育における看護師の配置基準による配置

### 行政の取組み

- 小児医療の充実



## 基本テーマ3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 現状と課題

- 地域における多様な学習・体験活動の機会の充実を図る必要があります。
- 地域子育て支援センターにおける活動の充実や、育児に関する講座等の充実など、保護者がともに学ぶことができる環境づくりの充実を図る必要があります。
- 不登校児童生徒への対応など、子ども一人ひとりの成長や社会の変化に対応した教育環境づくりの充実を図る必要があります。
- 地域で子どもを育てる環境づくりの充実を図る必要があります。
- いじめや不登校などに関する相談体制の充実を図り、関係機関との連携を強化する必要があります。
- 子どもたちが、障がいや障がいのある人などに対する知識や理解を深めるための教育環境の充実を図る必要があります。
- 情報モラル教育や職場体験活動など、子どもたちが自ら主体的・体験的に学ぶ機会の充実を図る必要があります。
- 家庭教育学級やPTA活動での取組みについては、内容や保護者の参加しやすい機会づくり等について検討を行う必要があります。
- 授業参観、PTA総会、懇談会など、一部の方だけが参加されているといった実情があることから、親の子育てに関する意欲・関心を高めるための取組みの充実を図る必要があります。
- 家庭教育に関わる問題や悩み等に柔軟に対応していくため、相談体制の充実を図る必要があります。

---

## 基本施策① 子どもを生み育てる意義の啓発

---

### 基本方針

親としてのあり方を学び、子どもを生み育てることの喜びを実感することができるよう、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発の充実に取り組めます。また、親の子育てに対する意欲・関心を高め、研修会等へ参加しやすい環境づくりを推進します。

### 市民・地域の取組み

- 地域や学校等における研修会や家庭教育学級等の実施
- 保育所や幼稚園での研修会の実施



## 行政の取組み

- 家庭における教育力の向上を図るための研修会・講座等の推進
- つどいの広場や子育て支援センターにおける活動の充実及び講座等の開催
- 研修会や家庭教育学級、親の学びプログラム、PTA研究大会等の推進

---

## 基本施策② 市民参加による図書教育の充実

---

### 基本方針

読み聞かせなどにより、幼少期から本に慣れ親しむとともに、親子のふれあいも深めることができる環境づくりに取組みます。

また、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実が図られるよう、学校図書館と市立図書館の充実及び連携の強化に取組みます。

### 市民・地域の取組み

- 図書館等を活用した絵本の読み聞かせの実施

### 行政の取組み

- あかちゃんハッピーブック事業(※)の実施
- リサイクル図書の配布
- 親子で絵本を楽しむ機会の充実やおはなし会等の開催
- 出前図書館、巡回図書館の活用の促進

※あかちゃんハッピーブック事業……絵本の読み聞かせを通じて、子どもの言葉の発達を促し、豊かな心を育むと同時に、保護者の心を和らげ、親子の絆を深めるため、おはなし会や読み聞かせを行う。

---

## 基本施策③ 子どもたちの生きる力を育むための地域づくりと教育環境の整備

---

### 基本方針

家庭、幼稚園、保育所、学校、地域社会、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制、交流の場の整備を進め、子どもの健全な育成を目指します。

学校では、子どもたち一人ひとりが個性や能力を伸ばし、社会で発揮できるよう、質の高い、魅力にあふれた教育の場の提供を図ります。

また、家庭や地域との連携を強化し、子どもたちの健全育成に社会全体で取り組むことができる環境の整備に取り組めます。

### 市民・地域の取組み

- 幼・保・小・中と地域とのネットワークによる連携
- 子育て関係機関の情報共有の実施
- 子育て関係機関のネットワークの展開
- 不登校や引きこもりの子どもたちの居場所の提供及び支援

### 行政の取組み

- 中・高校生の体験活動の場の充実
- 幼・保・小・中連携による就学前教育の推進
- 幼・保・小・中・高の交流及びインターンシップの実施
- いじめ、不登校など課題を抱えている児童・生徒への支援対策
- 不登校児の相談や登校の支援
- 電話による相談や訪問相談の実施

## 基本テーマ4 子どもの安全確保と生活環境の整備

### 現状と課題

- 共働き家庭等の増加に伴い、小学生児童が放課後等を安全・安心に過ごす場所を確保する必要があります。
- 通園・通学路におけるカラー舗装化や歩道の段差解消など、人にやさしいまちづくりに取り組む必要があります。
- 授乳室や乳幼児と一緒に入れるトイレの設置など、妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できる施設の充実を促進していく必要があります。
- 交通安全意識の高揚と交通事故の防止に向けて、正しい交通ルールとマナーの実践に向けた取り組みが必要となります。
- 子どもたちや子育て家庭が安心して生活をするためには、家庭・地域・学校・関係機関等が連携を強化し、子どもたちを見守る体制づくりのさらなる推進を図る必要があります。
- 公園や居住環境の充実など、子どもを取り巻く生活環境の整備・改善を図る必要があります。
- 子どもが健全に育つことができる社会環境づくりを促進する必要があります。
- スマートフォン等の普及とともに、生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっていることから、地域や学校、家庭等の連携により、安全・安心な利用等の啓発が必要です。

---

### 基本施策① みんなが安心して歩けるまちづくり

---

#### 基本方針

子どものみならず、高齢者や障がいのある方が安心して歩くことができるような安全で快適な歩行空間の整備に取り組めます。

また、子どもたちの生活における安全の確保に向け、家庭・地域・学校との連携を強化し、子どもたちを見守る体制づくりを目指します。

#### 市民・地域の取り組み

- 各学校での朝のあいさつ運動の実施
- 地域ぐるみで通学路での見守りを実施
- 安全マップの作成
- 避難訓練の実施
- 交通安全教室の実施

- 学校等に対する重点パトロールの実施
- 地域で子どもを保護する場所の確保

#### 行政の取組み

- 学校における交通安全主任研修会の開催
- 大気や水質調査等の実施及び情報提供
- 団体によるパトロール等の推進
- 老朽化した照明設備の整備

---

## 基本施策② 子育てしやすい生活環境の整備

---

#### 基本方針

子どもの安心・安全な居場所の確保を図り、子どもから高齢者まで、また障がいのある人や子育て世帯など、すべての人々が安心して快適に暮らせる生活環境の充実に取組みます。

#### 市民・地域の取組み

- 防犯や環境美化などの自治会活動の推進
- 公園の清掃活動の推進

#### 行政の取組み

- 放課後児童クラブの充実
- 公園や安心して遊ぶことができる遊び場等の整備
- 家庭内での事故防止啓発チラシ等の配布

---

## 基本施策③ 子どもの有害環境対策や犯罪防止の推進

---

### 基本方針

子どもたちが安心して、健全に成長することができるよう、子どもたちに対する有害環境の浄化に向け、地域のボランティア、学校、警察、関係団体などと連携した社会環境づくりに取り組みます。

また、「ノーメディアデー(※)」等の実践を通じて、情報モラル教育を行い、親子のふれあいや家族の団らんの時間を確保し、子どもの生活習慣の改善を図ります。

### 市民・地域の取り組み

- 中学生、高校生に対する犯罪防止に関する教室等の実施
- 地域青少年指導員会議における指導員との情報交換と防犯指導の実施
- 各種キャンペーンの実施（薬物乱用防止、自転車カギかけ）
- 不審者訓練等の実施
- 民間ボランティアパトロールの推進
- タバコや覚せい剤、シンナー、危険ドラッグなどの薬物に係る講話の実施
- 有害サイトなどを利用した性犯罪被害の防止対策の推進
- 地域・家庭におけるノーメディアデー等の実施

### 行政の取り組み

- 幼・保・小と行政の連携による防犯体制の強化
- 幼・保・小における不審者対応訓練の実施
- 幼・保・小における事件・事故に対する危機管理マニュアル作成
- 子どもへの暴力に対する予防教育プログラムの実施
- 防犯対策のための八代市生活安全推進協議会の開催
- 道徳教育の推進
- 青少年の健全育成及び非行防止に係る環境浄化活動等の推進
- 青少年に対する相談、助言及び指導
- ノーメディアデー等の啓発

※ノーメディアデー……各家庭で、テレビ・ゲーム・パソコン・携帯電話などのメディアに使っている時間を減らし、家族の会話や読書などの有意義な活動に使う取り組み。

## 基本テーマ5 仕事と子育ての両立支援の推進

### 現状と課題

- 少子化対策として、子育て支援サービスの充実や子育て家庭の経済的な負担軽減に取り組む必要があります。
- 仕事と子育ての両立を図るためには、ワーク・ライフ・バランス（一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会）の実現が必要不可欠です。
- 性別による役割分担意識の解消や働き方の見直し、子どもが病気の時に休みやすい職場における雰囲気づくりなど、市民一人ひとりの意識改革を図る必要があります。
- 事業主等に対して、育児休業制度や介護休業制度の活用など、職場環境の整備の重要性について普及・啓発を図る必要があります。
- 男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するよう、啓発を図る必要があります。
- 女性の社会進出や勤務形態の多様化など、様々な保育ニーズに対応するため、延長保育やファミリー・サポート・センター事業など、子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

---

### 基本施策① 子育てにおける男女の意識改革

---

#### 基本方針

男女の役割分担などの固定観念の解消を図るとともに、男性が子育てに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、あらゆる機会を通じた啓発を行い、市民一人ひとりの意識改革を図ります。

#### 市民・地域の取り組み

- 八代市男女共同参画社会づくりネットワークの運営
- 家庭、地域における性別による固定的役割分担意識の解消

## 行政の取組み

- 「八代市男女共同参画計画」に即した施策の推進
- 八代市男女共同参画社会づくりネットワークによる講演会等の開催や啓発活動の推進
- 家庭や地域社会への男女共同参画意識の浸透
- 両親学級での育児体験等による父親の意識付け

---

## 基本施策② 子育てを支援するための多様な働き方の実現

---

### 基本方針

雇用主や従業者に対する育児休業制度の周知を進めるとともに、関係機関との連携を図りながら、仕事と育児が両立できる職場環境の改善に向けた支援に取り組めます。

### 市民・地域の取組み

- 育児休業制度や介護休業制度の活用など、職場環境の改善に向けた取組み

### 行政の取組み

- 男女共同参画アドバイザーの派遣
- 育児・介護休業制度等の普及・啓発
- 仕事と家庭、仕事と子育ての両立支援に関する広報・周知の推進

---

## 基本施策③ 子育て支援サービスの充実

---

### 基本方針

子育て家庭の支援を図るため、さまざまな子育て支援サービスの充実や経済的な負担軽減を図ります。

### 市民・地域の取組み

- 一時預かり支援（母親の仕事や、病気のための一時預かり）
- 障がい児タイムケアや児童デイサービス支援
- 放課後児童クラブの充実

### 行政の取組み

- 第3子の保育料無料化の拡充
- 子育て支援サービスに関する情報提供体制の充実
- 子育て支援サービスの利用の促進
- 子育て支援事業の提供体制の充実
- 子育て支援サービスの質の向上
- 子育て支援サービスの利用者負担軽減の検討



## 基本テーマ6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

### 現状と課題

- 児童虐待や障がい児に対する正しい知識の普及・啓発を図る必要があります。
- 児童虐待の早期発見や未然防止、発見後の適切な対応を図るため、八代市要保護児童対策地域協議会を中心とする関係機関・団体とのネットワークの強化を図る必要があります。
- 児童虐待は早期発見・防止が重要であるため、関係機関等の連携や市民啓発を今後も進めていく必要があります。
- さまざまな悩みや問題を抱えている保護者に対し、適切な情報提供ができるよう、相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 就労支援や、子育て・保育ニーズへの対応など、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を図る必要があります。
- 主任児童委員や公共職業安定所など、専門機関の連携によるひとり親家庭への相談体制の充実を図る必要があります。

---

### 基本施策① 専門機関の充実と人材の育成

---

#### 基本方針

児童虐待の防止や障がい児支援、ひとり親家庭への支援など、総合的な支援を行うため、福祉関係者をはじめ医療・保健・教育・警察等の専門機関との連携強化を図るとともに、それぞれに適切に対応できる人材の育成に取り組めます。

#### 市民・地域の取組み

- 幼稚園や保育所など子育て支援団体における各種研修への参加（発達障がいや児童虐待防止に関する研修会など）
- 特別支援教育研修会の計画・実施
- 特別支援教育を必要とする児童へのコーディネート業務の推進

#### 行政の取組み

- 要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携強化
- 児童虐待防止の啓発や研修の推進
- 八代圏域地域療育センターの内容の充実
- 保健師、保育士等の発達障がい児に係る研修の充実

---

## 基本施策② 家庭や社会における障がい児の受け入れ体制づくり

---

### 基本方針

地域で障がい児やその保護者が安心して生活できるよう、多様なニーズに応じた相談支援体制の充実のほか、保育・教育における受け入れ体制の強化や就学支援を含めた教育支援・療育体制の整備、適切な医療やリハビリテーションの充実を図ります。

### 市民・地域の取組み

- NPO法人による障がい児の受け入れ
- 学生への障がい児保育の講義等の実施

### 行政の取組み

- 「八代市障がい者計画」に即した施策の推進
- 障がいや障がいのある児童に関する正しい知識の普及・啓発
- 障害福祉サービスや障がい児支援サービスの実施
- 障がい児支援のための相談支援事業の充実
- 保育所・幼稚園における障がい児の受入れの推進
- 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れの推進
- 特別支援教育の充実
- バリアフリーマップの充実と利用促進
- 八代圏域地域療育センターの内容の充実
- 地域療育ネットワーク会議の開催

---

## 基本施策③ ひとり親家庭の自立支援の推進

---

### 基本方針

ひとり親家庭が安心して地域で生活していけるよう、生活支援、就労支援、経済的支援などの自立支援を行います。

特に母子家庭については就労支援の充実、父子家庭については生活支援の充実を図ります。

### 市民・地域の取組み

- 八代市母子寡婦福祉連合会によるひとり親家庭に関する活動や相談支援

### 行政の取組み

- ひとり親家庭等の自立支援（母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業）の推進
- ひとり親家庭等の福祉の充実
- 母子・父子自立支援員による相談と就労支援の実施

---

## 基本施策④ 児童虐待防止対策の充実

---

### 基本方針

子どもの命や人権を尊重する意識の醸成をはじめ、児童虐待の芽を早期に発見し、迅速に対応できるよう、関係機関による取組みの充実及び連携強化を図ります。

また、地域における関係機関とのネットワークの構築に努めます。

### 市民・地域の取組み

- 地域社会における児童虐待防止への理解の促進
- 悩みや問題を抱える親への相談対応
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携
- 地域子育て支援拠点との連携
- 子育てサークルによる講習、講座の開催

### 行政の取組み

- 児童虐待の早期発見・早期対応に向けた関係機関との連携強化
- 要保護児童対策地域協議会での代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の実施
- 幼児訪問（障がい児や経過観察児、乳幼児健診未受診者等）の実施
- 乳幼児健診時の相談、支援
- 生後4ヶ月までの乳児家庭全戸訪問の実施
- 保健師と主任児童委員等の連絡会の実施
- 児童虐待防止に係る周知、啓発

## 第6章 計画の推進体制

- 本計画の推進にあたっては、八代市子ども・子育て会議において、各年度における事業の実施状況等の調査、点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直し等を審議していきます。
- 本計画を推進する上で、住民の理解が不可欠であることから、本計画の内容を市のホームページ等により、広く住民に周知します。また、本計画の各年度の実施状況等に係る情報についても、市のホームページ等に掲載するなど、市民への情報提供を行い、市民の協力を得られる体制を整えます。

## ○ 八代市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 7 月 1 日  
条例第 39 号

(設置)

第1条 本市に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、八代市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 児童福祉に関係する者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 八代市子ども・子育て会議委員

委嘱期間：平成25年10月2日から平成27年10月1日

| 所 属                    | 氏 名（敬称略）                      |
|------------------------|-------------------------------|
| 中九州短期大学講師              | 白川 浩美                         |
| 八代市医師会理事               | 和田 淑郎（H25年度）<br>古閑 博（H26年度）   |
| 八代郡医師会副会長              | 保田 周一                         |
| 熊本県八代保健所保健予防課長         | 岡本 和喜子                        |
| 八代校長会                  | 奥村 留美子（H25年度）<br>森下 和代（H26年度） |
| 八千把幼稚園園長               | 鶴丸 裕之                         |
| 八代市保育協会会長              | 森田 正                          |
| ありんこ園園長                | 山下 順子                         |
| 八代市PTA連絡協議会 副会長<br>会計長 | 徳本 喜一郎（H25年度）<br>涌田 直美（H26年度） |
| 児童の保護者                 | 水田 千春                         |
| 児童の保護者                 | 倉田 美香                         |
| 児童の保護者                 | 中田 千春                         |
| 八代市主任児童委員部会長           | 寺田 公子                         |
| 八代市子育て支援センター連絡協議会代表    | 宇佐美 純代                        |
| おっぱい倶楽部（子育てサークル代表）     | 嶋中 さやか                        |

委嘱期間：平成28年3月17日から平成30年3月16日

| 所 属                  | 氏 名（敬称略）                     |
|----------------------|------------------------------|
| 中九州短期大学准教授           | 笠野 恵子                        |
| 八代市医師会理事             | 古閑 博                         |
| 八代郡医師会副会長            | 保田 周一                        |
| 熊本県八代保健所保健予防課長       | 田畑 敏子（H28年度）<br>沼田 豊子（H29年度） |
| 八代校長会                | 岡本 博文                        |
| 八千把幼稚園園長             | 鶴丸 裕之                        |
| 八代市保育協会会長            | 森田 正（H28年度）<br>橋本 守（H29年度）   |
| ありんこ園園長              | 山下 順子                        |
| 八代市PTA連絡協議会事務局       | 上村 真実                        |
| 児童の保護者               | 水田 千春                        |
| 児童の保護者               | 倉田 美香                        |
| 児童の保護者               | 中田 千春                        |
| 八代市主任児童委員部会長         | 寺田 公子                        |
| 八代市子育て支援センター連絡協議会代表  | 小嶋 啓                         |
| やつしろ子ども劇場（子育てサークル代表） | 中村 文恵                        |



## ※計画見直しの経過

平成28年4月1日見直し

|                   |                                                                                      |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 41 ページ～<br>42 ページ | (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）<br>平成27年度において、2クラブが新たに開設されたことから、計画との差が生じたため、確保方策の箇所数を見直し。 |
| 43 ページ            | (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業<br>平成28年度より事業を開始したため、＜今後の方向性＞を実施検討から事業実施に見直し。                  |

平成29年4月1日見直し

|                   |                                                                                                          |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 23 ページ～<br>26 ページ | 2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保<br>平成30年度に、幼稚園1園と地域型保育事業1施設が、認定こども園（幼稚園型）に移行予定であるため、平成30年度以降の確保方策について、人数・施設数を見直し。 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

平成30年4月1日見直し

|                   |                                                                                                                                                                      |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 23 ページ～<br>26 ページ | 2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保<br>平成29年度が5ヵ年計画の中間年にあたるため、「量の見込み」をより実績に近い数値に修正。<br>平成30年度に、保育所1園が認定こども園（保育園型）に移行、平成31年度に、幼稚園1園と保育所1園が認定こども園（保育園型）に移行予定であるため、「確保方策」（利用定員）を見直し。 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



## 八代市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27 年度～平成 31 年度)

---

|       |                                                                                                                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行    | 平成 27 年 3 月                                                                                                                                                                     |
| 企画・編集 | 八代市健康福祉部こども未来課<br>〒866-8601 八代市松江城町 1-25<br>T E L 0965-33-8721<br>F A X 0965-33-4279<br>E-mail : <a href="mailto:kodomo@city.yatsushiro.lg.jp">kodomo@city.yatsushiro.lg.jp</a> |
| 調査委託  | 株式会社 九州みらい研究所                                                                                                                                                                   |